

(仮称) 次世代型スポーツ施設整備事業  
事業契約書 (案)

令和7年1月

さいたま市

## 事業契約書(案)

- 1 事業名 (仮称) 次世代型スポーツ施設整備事業
- 2 事業場所 さいたま市中央区鈴谷9丁目外
- 3 契約期間 本事業契約の締結日から令和41年11月30日まで
- 4 契約代金額 金●円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●円)  
ただし、本事業契約の定めるところに従って金額の変更がなされた場合には、変更後の金額とする。また、契約代金の構成等については、**別紙8** サービス対価の算定及び支払方法に示すとおりとする。
- 5 契約保証金 添付契約条項第10条に記載のとおり

上記の事業について、発注者であるさいたま市(以下「市」という。)と受注者である●●【事業者の商号】(以下「事業者」という。)とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な事業契約(以下「本事業契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

なお、本事業契約は仮契約として締結されるものであり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第12条の規定に基づくさいたま市議会の議決がなされた場合には、これを本契約とする。さいたま市議会の議決を得られないときは、この仮契約は無効となり、市はこれに起因又は関連して事業者が生じた損害につき、賠償の責めを負わない。また、下記年月日は、仮契約締結年月日であることを確認する。

本事業契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和●年●月●日

市：  
埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号  
さいたま市  
さいたま市長 印

事業者：  
住所  
名称  
代表取締役 印

# 目次

<b>第1章 総則</b> .....	1
第1条 (目的) .....	1
第2条 (定義及び契約書類) .....	1
第3条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重) .....	7
第4条 (事業日程) .....	7
第5条 (本事業の概要) .....	7
第6条 (業務の実施) .....	7
第7条 (事業者の資金調達) .....	8
第8条 (許認可の取得等) .....	8
第9条 (他事業との調整・連携) .....	8
第10条 (契約の保証) .....	8
第11条 (貸与品) .....	9
第12条 (市のモニタリング) .....	9
第13条 (債務不履行による損害) .....	9
<b>第2章 統括管理業務の実施</b> .....	10
第14条 (統括管理業務の実施) .....	10
第15条 (統括管理業務実施体制の確認) .....	10
第16条 (統括管理責任者) .....	10
第17条 (統括管理責任者の変更) .....	11
<b>第3章 本施設の設計</b> .....	11
第18条 (本施設の設計) .....	11
第19条 (事業敷地への立ち入り) .....	11
第20条 (第三者による設計) .....	11
第21条 (事前調査業務) .....	12
第22条 (設計変更) .....	12
第23条 (法令変更等による設計変更等) .....	13

第 24 条	(周辺住民との調整等)	13
第 25 条	(設計段階におけるモニタリング)	13
第 26 条	(設計の完了)	13
<b>第 4 章</b>	<b>本施設の建設</b>	<b>14</b>
<b>第 1 節</b>	<b>総則</b>	<b>14</b>
第 27 条	(工事の実施)	14
第 28 条	(建設業務の第三者への委託等)	14
第 29 条	(建設業務に係る保険)	15
第 30 条	(事業敷地の使用及び管理)	15
第 31 条	(工事に伴う各種調査等)	15
第 32 条	(建設段階におけるモニタリング)	16
第 33 条	(工事に伴う近隣対策及び近隣対応)	17
<b>第 2 節</b>	<b>本施設の建設等</b>	<b>17</b>
第 34 条	(工事の開始)	17
第 35 条	(備品等の調達)	17
第 36 条	(着工前の提出書類等)	17
第 37 条	(工事監理の第三者への委託等)	18
第 38 条	(工事監理者)	18
第 39 条	(市による中間確認等)	18
第 40 条	(事業者の完工検査)	19
第 41 条	(市による完工確認)	19
第 42 条	(完工確認済書の交付)	19
第 43 条	(工期の変更)	20
第 44 条	(引渡しの遅延に伴う費用負担)	20
第 45 条	(工事の中止等)	21
第 46 条	(建設工事中に事業者が第三者に及ぼした損害)	21
第 47 条	(不可抗力による損害)	21
第 48 条	(引渡手続)	22
第 49 条	(契約不適合責任)	22

<b>第5章 本施設の維持管理等</b>	23
<b>第1節 本施設の維持管理等</b>	23
第50条 (維持管理業務等の実施)	23
第51条 (維持管理業務等実施体制の確認)	23
第52条 (修繕・更新)	24
第53条 (要求水準書の変更)	24
第54条 (維持管理業務責任者等)	25
第55条 (維持管理業務等の担当者)	25
第56条 (業務計画書)	26
第57条 (業務計画書の見直し等)	26
第58条 (近隣対策及び近隣対応)	26
第59条 (第三者による実施)	26
第60条 (第三者に及ぼした損害等)	27
第61条 (維持管理等段階におけるモニタリング)	28
第62条 (セルフモニタリング)	28
第63条 (要望等の処理)	28
第64条 (実地調査への対応)	28
第65条 (業務報告書の提出)	28
第66条 (維持管理業務に係る保険)	29
<b>第2節 指定管理等</b>	29
第67条 (指定管理等)	29
第68条 (指定期間)	29
第69条 (利用者からの意見聴取)	29
第70条 (利用料金)	29
第71条 (災害時の施設利用)	30
第72条 (指定の取消し及び業務の停止)	30
<b>第6章 サービス対価の支払</b>	30
第73条 (サービス対価の支払)	30
第74条 (サービス対価の改定)	30

第 75 条	(サービス対価の使途)	30
第 76 条	(サービス対価の減額)	31
第 77 条	(サービス対価の返還)	31
<b>第 7 章</b>	<b>利用料金の収受及びプロフィットシェアリング</b>	<b>31</b>
第 78 条	(運営収入)	31
第 79 条	(プロフィットシェアリング)	31
<b>第 8 章</b>	<b>契約の終了及び債務不履行</b>	<b>31</b>
第 80 条	(契約期間)	31
第 81 条	(契約の終了の効果)	31
第 82 条	(市による任意解除)	32
第 83 条	(市の債務不履行等による解除)	32
第 84 条	(談合行為等に対する解除措置)	32
第 85 条	(事業者の債務不履行等による解除)	33
第 86 条	(引渡し前の解除)	34
第 87 条	(引渡し後の解除)	35
第 88 条	(違約金等)	35
第 89 条	(保全義務)	36
第 90 条	(関係書類の引渡し等)	36
<b>第 9 章</b>	<b>法令変更</b>	<b>36</b>
第 91 条	(通知等)	36
第 92 条	(協議等)	37
第 93 条	(法令変更による契約の終了)	37
<b>第 10 章</b>	<b>不可抗力</b>	<b>37</b>
第 94 条	(通知等)	37
第 95 条	(協議等)	38
第 96 条	(不可抗力への対応)	38
第 97 条	(不可抗力による契約の終了)	38
<b>第 11 章</b>	<b>雑則</b>	<b>38</b>
第 98 条	(公租公課の負担)	38

第 99 条	(協議)	38
第 100 条	(財務書類の提出)	39
第 101 条	(秘密保持)	39
第 102 条	(個人情報の保護)	39
第 103 条	(情報公開)	40
第 104 条	(著作権等の帰属)	40
第 105 条	(著作権等の利用等)	40
第 106 条	(著作権の譲渡等の禁止)	40
第 107 条	(著作権の侵害防止)	41
第 108 条	(工業所有権)	41
第 109 条	(株式等に関する制約)	41
第 110 条	(事業者の権利義務の処分)	41
第 111 条	(事業者の兼業禁止)	41
第 112 条	(準拠法及び管轄裁判所)	42
第 113 条	(補則)	42
第 114 条	(書面による通知等)	42
第 115 条	(直接協定)	42
別紙 1	事業敷地 (第 2 条関係)	44
別紙 2	日程表 (第 4 条、第 26 条、第 30 条、第 43 条関係)	45
別紙 3	事業者等が付保する保険 (第 29 条、第 42 条、第 66 条関係)	46
別紙 4	不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合 (第 43 条、第 44 条、第 45 条、第 47 条関係)	50
別紙 5	法令変更による追加的な費用の負担割合 (第 43 条、第 44 条、第 45 条、第 92 条関係)	51
別紙 6	保証書の様式 (第 49 条関係)	52
別紙 7	指定管理者が管理する公共施設の避難施設としての利用に関する特記事項 (第 71 条関係)	54
別紙 8	サービス対価の算定及び支払方法 (第 73 条、第 74 条関係)	57
別紙 9	プロフィットシェアリングの算定及び支払方法 (第 79 条関係)	58

別紙 10	誓約書の様式（第 109 条関係） .....	59
-------	-------------------------	----



# 契約条項（案）

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

本事業契約は、市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

### 第2条（定義及び契約書類）

1. 本事業契約において次の各号に掲げる用語の定義は、本文中に明示されているものを除き、それぞれ当該各号に定めるところによる。本事業契約で定義されない用語は、本事業に係る入札説明書等の例による。

#### <事業全体に関する用語>

##### (1) 本事業

市が PFI 法に基づく特定事業として選定し、事業者が実施する、本施設の統括管理、設計、建設、工事監理、維持管理、修繕及び運営を個別又は総称した事業である、（仮称）次世代型スポーツ施設整備事業をいう。

#### <体制に関する用語>

##### (2) 落札者

市が、本事業の入札説明書等に従い、競争入札を実施して落札者として決定した応募グループ（●●を代表企業とし、●●及び●●をその他の構成員とし、●●及び●●を協力企業とし、●●及び●●をその他企業とするもの。）をいう。

##### (3) 事業者

本事業を実施することを目的として、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として落札者が設立した特別目的会社（SPC）をいい、PFI 法第 8 条第 1 項の規定により特定事業を実施する者として選定された者である、●●をいう。

##### (4) 設計企業

基本協定において、本施設の設計業務を実施する者として規定された者をいう。

##### (5) 建設企業

基本協定において、本施設の建設業務を実施する者として規定された者をいう。

##### (6) 工事監理企業

基本協定において、本施設の工事監理業務を実施する者として規定された者をいう。

##### (7) 維持管理企業

基本協定において、本施設の維持管理業務を担当する者として規定された者をいう。

##### (8) 修繕企業

基本協定において、本施設の修繕業務を実施する者として規定された者をいう。

(9) 運営企業

基本協定において、本施設の運営業務を実施する者として規定された者をいう。

(10) 金融機関等

本事業のために、事業者に対して融資を行う銀行その他の金融機関をいう。

<施設に関する用語>

(11) 本施設

本事業により整備される施設を個別に又は総称していい、メインアリーナ及びサブアリーナ並びに結節空間により構成される。

(12) メインアリーナ

本施設のうち、アリーナ及びその付随施設から成る公共施設（建設中の建物、事業者が整備する什器備品及び外構部分を含む。）をいう。

(13) サブアリーナ

本施設のうち、競技場及びその付随施設から成る公共施設（建設中の建物、事業者が整備する什器備品及び外構部分を含む。）をいう。

(14) 結節空間

本施設のうち、メインアリーナ及びサブアリーナと連動して機能する公共施設（建設中の建物、事業者が整備する什器備品及び外構部分を含む。）をいう。

<敷地に関する用語>

(15) 事業敷地

**別紙1** 事業敷地に示される土地をいう。

<業務に関する用語>

(16) 本業務

要求水準書及び提案書（市が業務要求水準を上回るものと認めた内容に限る。）に規定された、事業者が実施すべき業務をいう。

(17) 業務要求水準

要求水準書により定められた本業務の水準及び仕様をいう。

(18) 統括管理業務

本施設に関し、要求水準書に規定する次に掲げる業務をいう。

ア 統括マネジメント業務

イ 総務・経理業務

ウ 事業評価業務

(19) 設計業務

本施設に関し、要求水準書に規定する次に掲げる業務をいう。

- ア 事前・事後調査業務
- イ 各種関係機関等との調整業務
- ウ 設計及びその関連業務

(20)建設業務

本施設に関し、要求水準書に規定する次に掲げる業務をいう。

- ア 建設業務及びその関連業務（整備予定地における盛土の撤去を含む。）
- イ 園路等の再舗装業務
- ウ 什器備品調達・設置業務

(21)工事監理業務

本施設に関し、要求水準書に規定する工事監理業務をいう。

(22)維持管理業務

本施設に関し、要求水準書に規定する次に掲げる業務をいう。

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 小破修繕業務
- エ 清掃業務
- オ 環境衛生管理業務
- カ 警備業務
- キ 植栽維持管理業務
- ク 外構管理業務

(23)修繕業務

本施設に関し、要求水準書に規定する次に掲げる業務をいう。

- ア 一般修繕業務
- イ 中期修繕計画策定業務
- ウ 長期修繕計画策定業務

(24)運営業務

本施設に関し、要求水準書に規定する次に掲げる業務をいう。

- ア 貸出・予約受付業務
- イ 広報・誘致業務
- ウ 来場者案内及び情報提供業務
- エ 什器備品の管理業務
- オ 安全管理・防災・緊急時対応業務
- カ 駐車場等誘導業務
- キ 近隣対応・周辺連携業務
- ク 開館式典等実施業務
- ケ 自動販売機運営業務
- コ 行政等への協力業務

サ 事業期間終了時の引継ぎ業務

(25)維持管理業務等

維持管理業務、修繕業務及び運営業務を総称している。

(26)個別業務

設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務、修繕業務及び運営業務を、個別又は総称している。

(27)修繕

建築物等の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を、原状又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

(28)更新

建築物等の劣化した部分若しくは部材又は設備等を、新しいものに取り替えることをいう。

<サービス対価等に関する用語>

(29)サービス対価

本事業契約の履行の対価として、市が事業者に対して支払う金銭又はその金額をいう。  
サービス対価は、設計・建設・工事監理の対価及び維持管理等の対価から構成される。

(30)設計・建設・工事監理の対価

サービス対価のうち、設計業務、建設業務及び工事監理業務の実施に対する対価（消費税を含む。）の部分又はその金額をいう。

(31)維持管理の対価

サービス対価のうち、維持管理業務の実施に対する対価（消費税を含む。）の部分又はその金額をいう。

(32)修繕の対価

サービス対価のうち、修繕業務の実施に対する対価（消費税を含む。）の部分又はその金額をいう。

(33)運営の対価

サービス対価のうち、運営業務の実施に対する対価（消費税を含む。）の部分又はその金額をいう。

(34)維持管理等の対価

維持管理の対価、修繕の対価及び運営の対価を総称している。

(35)消費税

消費税及び地方消費税をいう。

<期間等に関する用語>

(36)契約期間

本事業契約の締結日から本事業契約の終了する日（令和 41 年 11 月 30 日又は中途解除

の日)までの期間をいう。

(37)設計・建設期間

本事業契約の締結の日から本件引渡日までの期間をいう。

(38)維持管理・運営期間

本件引渡日の翌日から契約期間の終了日までの期間をいう。

(39)本件引渡予定日

令和 11 年 11 月 30 日 (本事業契約によって変更された場合は、当該変更後の日)をいう。

(40)本件引渡日

本施設の全てが市に引き渡される日をいう。

(41)本件供用開始予定日

令和 11 年 12 月 1 日 (本事業契約によって変更された場合は、当該変更後の日)をいう。

(42)本件供用開始日

本施設の全てに係る供用が開始される日をいう。

(43)事業年度

各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間をいう。

<書類等に関する用語>

(44)提案書

入札説明書等の規定に基づき、落札者が市に対して提出した提案書及び図面に含まれる本事業に関する一切の提案をいう。

(45)設計図書

市が確認した基本設計図書及び実施設計図書をいう。

(46)基本設計図書

要求水準書「別紙 6 提出図面一覧」の基本設計完了時提出物に掲げる図書をいい、本事業契約により変更された場合は、変更後のものをいう。

(47)実施設計図書

要求水準書「別紙 6 提出図面一覧」の実施設計完了時提出物に掲げる図書をいい、本事業契約により変更された場合は、変更後のものをいう。

(48)設計変更

市が確認した基本設計図書又は実施設計図書の変更をいう。

(49)完工図書

要求水準書「別紙 6 提出図面一覧」の完工時提出物に掲げる図書をいう。

(50)業務計画書

本事業契約に従い、事業者が作成し市の承諾を得た、統括管理業務に係る業務計画書並びに各個別業務に係る業務計画書 (いずれについても本事業契約に従い変更されたときは変更後のものをいう。)を個別又は総称していう。

(51)成果物

設計図書、完工図書、業務計画書及びその他本事業契約に関して要求水準書又は市の要求に基づき作成され市に提出された一切の書類、図面、写真、映像等をいう。

<入札説明書等に関する用語>

(52)入札説明書等

本事業に係る入札説明書及びその添付資料・別添資料（要求水準書、落札者決定基準、提出書類作成要領及び様式、基本協定書（案）を含む。）並びに関連資料等（質問回答書を含む。）をいう。

(53)要求水準書

本事業に関して前提とする条件や、本事業のうち本事業における統括管理業務、設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務、修繕業務及び運営業務に関して、市が要求するサービスの最低水準を示す図書として、入札説明書と同時に配布した要求水準書並びにこれについての質問に係る回答書をいい、本事業契約に従い変更された場合は、変更後のものをいう。

(54)モニタリング基本計画

入札説明書に係る「別添資料2 設計・建設段階におけるモニタリング」及び「別添資料3 維持管理・運営段階におけるモニタリング」並びにこれらについての質問に係る回答書をいう。

(55)モニタリング実施計画

事業者が落札者の提案書を踏まえ、モニタリング基本計画に基づき作成し、市の承諾を得ることにより定めるモニタリングに関する実施計画をいう。

(56)モニタリング計画

モニタリング基本計画及びモニタリング実施計画をいう。

(57)基本協定

市と落札者が、入札説明書等に従い本事業を実施するために、令和●年●月●日付で締結した基本協定をいう。

<その他の用語>

(58)PFI法

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。

(59)設置条例

[さいたま市都市公園条例（さいたま市条例平成13年第244号）]をいう。

(60)法令等

法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判

断・措置等をいう。

(61) 不可抗力

暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象（要求水準書において基準が定められている場合は、当該基準を超えるものに限る。）のうち、通常予見可能な範囲外のものであって、市及び事業者のいずれの責めにも帰すことができないものをいう。

2. 本事業契約を構成する書面及び図面は、次の各号に掲げるとおりとし、各号において齟齬がある場合の優先順位は、列挙された順序に従うものとする。ただし、提案書の記載内容のうち、業務要求水準を超えるものについては、要求水準書に優先するものとみなす。

- (1) 本事業契約書
- (2) 入札説明書等
- (3) 提案書

第 3 条 （公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

1. 事業者は、本施設が公益施設としての公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。
2. 市は、本事業が民間の事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

第 4 条 （事業日程）

本事業は、**別紙 2** 日程表に定める日程に従い、実施するものとする。

第 5 条 （本事業の概要）

本事業は、本施設の設計、建設、完成時における市への本施設の引き渡し、本施設の維持管理、修繕及び運営並びにこれらに付随し又は関連する一切の事業により構成されるものとする。

第 6 条 （業務の実施）

1. 事業者は、本事業契約、入札説明書等及び提案書に従い、かつ善良なる管理者の注意をもって本業務を実施しなければならない。
2. 事業者は、本事業契約に関し協議が継続中であること又は協議が調わないことをもって、本業務の遂行を拒んではならない。
3. 事業者は、本事業契約締結後速やかに、統括管理業務、設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務、修繕業務及び運営業務を委託し又は請け負わせる者との間で、各業務に関する業務委託契約若しくは請負契約又はこれに代わる覚書等を締結するものとし、速やかに、当該契約書の写し等、各業務を委託し又は請け負わせた事実を証する書面を市に提出し

なければならない。

#### 第 7 条（事業者の資金調達）

1. 事業者が本業務を実施するための一切の費用は、本事業契約に特別の規定がある場合を除き、事業者が負担するものとする。
2. 前項の規定により事業者が負担する費用は、全て事業者が自己の責任において調達するものとする。
3. 事業者は、本事業に関する資金の調達に対して、PFI 法第 75 条に規定される財政上及び金融上の支援があるときは、これが適用されるよう努めなければならない。
4. 市は、事業者が PFI 法第 75 条の規定による法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努めるものとする。

#### 第 8 条（許認可の取得等）

1. 事業者は、本事業契約上の事業者の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得、届出等の手続（ただし、市が単独で申請すべきものを除く。以下本条において「許認可等手続」という。）を、自己の責任及び費用において行うものとする。
2. 市は、事業者が市に対して許認可等手続に必要な資料の提出、その他事業者の許認可取得等について協力を求めたときは、合理的な範囲でこれに応じるものとする。
3. 事業者は、市が事業者に対して市による許認可の取得、届出等の手続に必要な資料の提出、その他市の許認可取得等について協力を求めたときは、合理的な範囲でこれに応じるものとする。
4. 事業者は、許認可等手続について、市に対して事前説明及び事後報告を行うものとする。
5. 事業者は、市の請求があったときは、許認可等手続に関して作成し又は取得した書類の写しを市に提出するものとする。

#### 第 9 条（他事業との調整・連携）

事業者は、本施設が立地する与野中央公園の維持管理及び運営について市から申入れがなされた場合、市との間で、本施設の維持管理及び運営との間の連携による効率的・効果的な業務の実施及び一体性の確保等に向けて誠実に協議し、市に協力するものとする。

#### 第 10 条（契約の保証）

1. 事業者は、本事業契約の締結と同時に、設計業務、建設業務及び工事監理業務に係る費用の合計金額（消費税を含む。）の 100 分の 10 以上に相当する金額（本条において、以下「保証の額」という。）の契約保証金を納付しなければならない。ただし、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 29 条第 2 項各号に規定される担保を提供することにより、契約保証金の支払に代えることができる。
2. 契約保証金には利息を付さないものとする。



3. 市は契約保証金又は契約保証金の支払に代えて提供された担保を、本事業契約に基づき事業者が市に対して支払うべき損害金及び違約金に充当することができる。
4. 市は、事業者が納付した契約保証金又は契約保証金の支払に代えて提供された担保を、第48条に従い、本施設全ての引渡しを受けた後、事業者の請求に基づき遅滞なく事業者に返還するものとする。
5. 市は、さいたま市契約規則第30条各号のいずれかに該当するときは、本条の契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

#### 第11条（貸与品）

1. 市は、設計・建設期間にわたり事業敷地に関する資料等を、維持管理・運営期間にわたり完工図書を、それぞれ事業者に貸与するものとする。
2. 事業者は、前項により各図書の貸与を受けたときは、直ちに市に借用書を提出しなければならない。
3. 事業者は、貸与を受けた各図書を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
4. 事業者は、本業務の完了、本事業契約の終了等によって貸与を受けた各図書が不要となったときは、直ちにこれを市に返還しなければならない。

#### 第12条（市のモニタリング）

1. 事業者は、市がモニタリング計画に基づき、本業務の実施状況等のモニタリングを行なうことを了承し、モニタリング計画に定められた書類等を提出するほか、市の実施するモニタリングに協力しなければならない。
2. 事業者は、市からモニタリング計画に基づき注意、嚴重注意、是正指導、是正勧告、再度是正勧告又は警告を受けたときは、その内容に従い対策、是正措置等を講じなければならない。
3. 市は、モニタリング計画に基づくモニタリングの実施又は不実施を理由として、本業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

#### 第13条（債務不履行による損害）

1. 市及び事業者は、本事業契約上の義務の履行を怠ったときは、それにより相手方に生じた損害を賠償しなければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、市又は事業者が本事業契約に基づいて履行すべき金銭債務の履行を遅延したときは、遅延日数に応じ、履行期日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息をそれぞれ相手方に支払うものとする。

## 第 2 章 統括管理業務の実施

### 第 14 条（統括管理業務の実施）

1. 事業者は、要求水準書に従い、各事業年度の統括管理業務に係る業務計画書及び個別業務に係る業務計画書を作成して市に提出し、市の承諾を得なければならない。
2. 事業者は、業務計画書の内容を変更するときは、事前に変更内容を市に説明し、かつ、変更後の業務計画書を市に提出して、承諾を得なければならない。
3. 事業者は、自己の責任及び費用において、本事業契約、要求水準書、業務計画書及び提案書に従い、統括管理業務を遂行するものとする。
4. 事業者は、法令等及び本事業契約の定めに従い、統括管理業務を誠実かつ適正に実施しなければならない。

### 第 15 条（統括管理業務実施体制の確認）

1. 事業者は、本事業契約締結後速やかに、設計・建設期間に係る統括管理業務の実施に必要な人員等（必要な有資格者を含む。）を確保し、市に対して、その旨を報告するものとする。
2. 事業者は、維持管理業務の業務開始日に先立ち、維持管理・運営期間に係る統括管理業務の実施に必要な人員等（必要な有資格者を含む。）を確保し、市に対して、その旨を報告するものとする。
3. 市は、前二項に規定する報告を受けたときは、事業者の実施体制を確認するものとする。市は、確認の結果、実施体制が本事業契約、入札説明書等及び提案書の条件を満たしていないと判断した場合、事業者に対してその是正を求めることができる。
4. 事業者は、前項により市に是正を求められたときは、是正を求められた事項について補正等を行い、再度、市の確認を受けなければならない。
5. 事業者は、設計・建設期間に係る統括管理業務の実施体制に関し、前二項の確認を、設計業務の開始までに受けなければならない。
6. 事業者は、維持管理・運営期間に係る統括管理業務の実施体制に関し、第 3 項又は第 4 項の確認を維持管理業務の開始までに、受けなければならない。

### 第 16 条（統括管理責任者）

1. 事業者は、要求水準書に従い、設計・建設期間及び維持管理・運営期間のそれぞれについて、本事業の業務全体を総合的に把握し調整を行う統括管理責任者を定め、統括管理業務の開始までに、市にその氏名及び所属等を報告しなければならない。
2. 統括管理責任者は、原則として落札者の構成員又は協力企業から選出するものとし、各々が担うべき役割を確実に遂行できる限りにおいて、要求水準書に規定される条件に従い、個別業務の業務責任者が兼務することができるものとする。
3. 統括管理責任者は、本事業契約の履行に関し、本事業の業務全体の管理及び総括を行うほか、サービス対価の変更、請求及び受領並びに本事業契約の解除に係る権限を除き、本事業

契約に基づく業務に関する一切の権限を行使することができる。

4. 事業者は、統括管理業務に関し、業務の履行状況等について、要求水準書に従い、月次業務報告書、四半期業務報告書及び年度業務報告書を作成して、市に提出しなければならない。

#### 第 17 条（統括管理責任者の変更）

1. 市は、設計・建設期間及び維持管理・運営期間の各期間中において、統括管理責任者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、事業者に対し、その理由を明示した書面により、統括管理責任者の変更を要請することができる。
2. 事業者は、前項の要請を受けたときは、14 日以内に新たな統括管理責任者を選出し、市の承諾を得なければならない。
3. 事業者は、設計・建設期間及び維持管理・運営期間の各期間中において、やむを得ない事由により、統括管理責任者を変更する必要があるとき、市の承諾を得たうえで、統括管理責任者を変更することができる。

### 第 3 章 本施設の設計

#### 第 18 条（本施設の設計）

1. 事業者は、本事業契約締結後速やかに、日本国の法令等を遵守し、本事業契約、要求水準書及び提案書に基づき、設計業務を行うものとする。
2. 事業者は、設計業務の実施に先立ち、要求水準書に従い、業務計画書を作成のうえ市の確認を得なければならない。また、事業者は、毎年度、市に提出した設計計画書に従い、設計業務を実施するものとする。
3. 事業者は、本施設の設計に関する一切の責任を負うものとする。
4. 事業者は、設計業務を行うに当たり、定期的に市との打ち合わせを行うとともに、必要に応じて設計内容の協議を行うものとする。

#### 第 19 条（事業敷地への立ち入り）

事業者は、設計業務の実施のために必要なときは、あらかじめ市の承諾を得て、事業敷地に立ち入ることができる。

#### 第 20 条（第三者による設計）

1. 事業者は、設計業務の実施を設計企業に委託し又は請け負わせるものとし、設計企業以外の者に、設計業務を実施させてはならない。
2. 前項の規定にかかわらず、事業者及び設計企業は、事前に市の承諾を得たときは、設計業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせることができる。当該第三者が自己以外の第三者に委託し又は請け負わせるときも同様とする。

3. 前二項の規定による設計企業及び設計企業以外の第三者への設計業務の委託又は請負は、全て事業者の責任において行うものとし、設計企業その他設計業務に関して事業者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

#### 第 21 条（事前調査業務）

1. 事業者は、要求水準書に規定される事前・事後調査業務を実施するものとする。また、事業者は、要求水準書に規定されるもののほか、設計業務又は建設業務の実施に必要な測量調査、地質調査等の事前調査等を行うものとする。
2. 事業者は、前項の事前・事後調査等を実施するときは、市に連絡し、その承諾を得たうえで自己の責任及び費用において実施するものとする。
3. 事業者は、第 1 項の規定による事前・事後調査等を終了したときは、当該事前・事後調査等に係る報告書を市に提出して、その確認を受けなければならない。
4. 事業者が第 1 項の規定により実施した事前・事後調査等の不備、誤謬等又は事業者が十分な事前・事後調査等を行わなかったことから生じる責任及び追加的な費用は、事業者が負担するものとする。
5. 第 1 項の事前調査等により、事業敷地に、入札説明書等に明示されていない地質障害、地中障害物、土壌汚染、埋蔵文化財その他の土地の瑕疵が発見されたとき又は事業敷地の状況が入札説明書等の内容と著しく異なるときは、速やかに市に連絡し、市の確認を受けるものとする。
6. 前項に定める地質障害、地中障害物、土壌汚染、埋蔵文化財その他の土地の瑕疵があり又は事業敷地の状況に入札説明書等との著しい不一致があり、これらが入札説明書等その他一般に利用できる資料等によっては予測できないものであり、当該瑕疵等又は著しい不一致に起因して事業者に追加的な費用又は損害が生じたときは、市は、合理的な範囲でこれを負担するものとする。この場合において、市は必要と認めるときは要求水準書を変更し、事業者に対して設計図書の変更を求め、若しくは設計・建設期間を変更するものとする。事業者は、当該追加的な費用及び損害の発生を最小限とし、かつ、拡大を低減するよう努めなければならない。

#### 第 22 条（設計変更）

1. 市は、必要があると認めるときは、設計図書の変更を求めることができる。市は、設計図書の変更を求めるときは、変更の概要を事業者に通知するものとし、事業者は、当該変更の要否及び本事業の実施に与える影響を検討し、市に対して通知受領後 15 日以内にその結果を通知しなければならない。
2. 市は、前項の通知を踏まえて設計変更を求めるか否かを最終的に決定し、事業者に通知する。事業者は、通知を受けた決定に従うものとする。
3. 前二項の規定により設計図書が変更される場合において、当該変更により本業務について

追加的な費用（設計業務及び建設業務に係る費用のほか、維持管理業務に係る費用を含む。以下同じ。）が発生するときは、当該変更が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、市が当該追加的な費用を合理的な範囲で負担するものとし、費用の減少が生じるときはサービス対価を減額するものとする。

4. 事業者は、あらかじめ市の承諾を得た場合を除き、設計図書の変更を行うことはできない。
5. 前項の規定により事業者が市の承諾を得て設計図書の変更を行う場合において、当該変更により事業者に追加的な費用が発生するときは、事業者が負担するものとし、費用の減少が生じたときはサービス対価を減額するものとする。

#### 第 23 条（法令変更等による設計変更等）

1. 本事業契約の締結日以降、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）その他の法令等の新設又は改正（以下「法令変更」という。）により、設計変更が必要となった場合、事業者は、市に対し、設計変更の承諾を求めるものとする。
2. 前項の規定により事業者が市に設計変更の承諾を求め、市がそれを承諾する場合において、要求水準書の変更が必要となったときは、市はこれを変更することができ、事業者は、市が変更した要求水準書に基づいて設計業務を行わなければならない。
3. 前項の規定により、事業者が設計変更を行う場合において、当該変更により事業者に追加的な費用が発生するときは、市が当該追加的な費用を合理的な範囲で負担するものとし、費用の減少が生じるときは、市と事業者が協議のうえ、サービス対価を減額するものとする。
4. 第 2 項の規定による設計変更起因して本施設の引渡しの遅延が見込まれるときは、市と事業者が協議のうえ、本件引渡予定日を変更することができる。

#### 第 24 条（周辺住民との調整等）

事業者は、本施設の整備に関する周辺住民との調整及び説明会等を行うものとし、市は合理的な範囲でこれに協力するものとする。

#### 第 25 条（設計段階におけるモニタリング）

1. 市は、事業者の設計業務の実施状況を確認するため、モニタリング計画に基づいてモニタリングを実施するものとする。事業者は、市のモニタリングの実施に協力しなければならない。
2. 事業者は、市に対して、設計状況を報告し、年度業務報告書を各年度終了後 2 か月以内に提出するほか、市の要請があったときは随時報告しなければならない。
3. 市は、本条に規定するモニタリングの実施を理由として、本業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

#### 第 26 条（設計の完了）

1. 事業者は、本施設それぞれについて、基本設計図書及び実施設計図書のそれぞれの作成を

完了したときは、遅滞なく、市に対して各設計図書を提出し、その確認を受けなければならない。市の確認を受けた設計図書の変更を行うときも同様とする。各設計図書の提出は、**別紙2** 日程表に定める日程に従うものとする。

2. 市は、事業者から提出された基本設計図書若しくは実施設計図書が本事業契約、入札説明書等、提案書及びその他市と事業者の打ち合わせにおいて合意された事項に従っていない、又は提出された基本設計図書若しくは実施設計図書では本事業契約、入札説明書等及び提案書において要求される仕様若しくは水準を満たさないと判断したときは、事業者の責任及び費用において修正することを求めることができる。
3. 事業者は、市からの指摘により、又は自ら基本設計図書又は実施設計図書に不備、不具合等を発見したときは、自己の責任及び費用において速やかに当該設計図書の修正を行い、修正を行った事項を市に報告し、その確認を受けるものとする。設計図書の変更について不備、不具合等を発見した場合も同様とする。
4. 事業者は、基本設計図書及び実施設計図書につき第1項に基づいて市の確認を受けたときは、遅滞なく本施設それぞれについて設計業務完了届を市に提出しなければならない。
5. 市は、第1項若しくは第3項の規定に基づき、基本設計図書若しくは実施設計図書の確認を行ったこと、又は事業者に対して第2項の規定に基づき修正を求めたことを理由として、本業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

## 第4章 本施設の建設

### 第1節 総則

#### 第27条（工事の実施）

1. 事業者は、日本国の法令等を遵守のうえ、本事業契約、要求水準書、設計図書及び提案書に従い、建設業務を実施しなければならない。
2. 本施設の建設工事（メインアリーナの建設工事、サブアリーナの建設工事及び結節空間の建設工事から成り、以下個別に又は総称して「本件工事」という。）を実施するために必要な一切の手段については、要求水準書、設計図書及び提案書に特に定めがあるものを除き、事業者が自己の責任において定めるものとする。
3. 事業者は、本件工事に必要な電気、ガス、水道等を自己の責任及び費用において調達しなければならない。

#### 第28条（建設業務の第三者への委託等）

1. 事業者は、建設業務を建設企業に委託し又は請け負わせるものとし、建設企業以外の者に、建設業務を実施させてはならない。
2. 前項の規定にかかわらず、事業者及び建設企業は、事前に市の承諾を得たときは、建設業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせることができる。

3. 前二項の規定による建設企業及び建設企業以外の第三者への建設業務の委託又は請負は、全て事業者の責任において行うものとし、建設企業その他本件工事に関して使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

#### 第 29 条（建設業務に係る保険）

1. 事業者は、建設期間中、自ら又は建設企業をして、本件工事について**別紙 3** 事業者等が付保する保険に掲げる保険契約を締結し又は締結させ、保険料を負担し又は負担させるものとする。
2. 事業者は、前項の規定により自ら保険契約を締結し又は建設企業に保険契約を締結させたときは、直ちに当該保険契約に係る保険証券の写しを市に提出し、内容の確認を受けなければならない。

#### 第 30 条（事業敷地の使用及び管理）

1. 事業者は、本件工事を事業敷地において実施しなければならない。ただし、業務の性質上、事業敷地以外の場所で実施すべきものについては、この限りではない。
2. 事業者は、**別紙 2** 日程表に規定する建設工事着工予定日から本件引渡日までの期間、事業敷地を本事業契約の履行のため無償にて使用することができる。なお、事業者は、善良なる管理者の注意義務をもって事業敷地及び事業敷地内に存する建築中の建物、工作物等の管理を行うものとする。
3. 事業者は、本件工事の工事現場における安全管理、警備等を行うものとする。
4. 本件工事の実施に関し、労働者が災害を被り又は建設機械器具その他必要な設備が盗難にあい、若しくは損傷を受けること等により追加的な費用又は損害が発生したときは、当該追加的な費用又は損害は、事業者が負担するものとする。ただし、当該追加的な費用又は損害が不可抗力によって発生したものであるときは、この限りではない。

#### 第 31 条（工事に伴う各種調査等）

1. 事業者は、要求水準書に規定される周辺住民との調整及び建築準備調査等を実施するものとする。また、事業者は、要求水準書に規定されるもののほか、建設業務の実施に必要な測量調査、地質調査などの各種調査等を行うものとする。
2. 事業者は、前項の各種調査等を実施するときは、市に連絡し、その承諾を得たうえで自己の責任及び費用において実施するものとする。
3. 事業者は、第 1 項の規定による各種調査等を終了したときは、要求水準書に基づき、当該各種調査等に係る報告書を市に提出して、その確認を受けなければならない。
4. 事業者が第 1 項の規定により実施した各種調査等の不備、誤謬等又は事業者が十分な各種調査等を行わなかったことから生じる責任及び追加的な費用は、事業者が負担するものとする。

5. 第 1 項の各種調査等により又は本件工事の実施の過程において、事業敷地に、入札説明書等に明示されていない地質障害、地中障害物、土壌汚染、埋蔵文化財その他の土地の瑕疵が発見されたとき又は事業敷地の状況が入札説明書等の内容と著しく異なるときは、速やかに市に連絡し、市の確認を受けるものとする。
6. 前項に定める地質障害、地中障害物、土壌汚染、埋蔵文化財その他の土地の瑕疵があり又は事業敷地の状況の入札説明書等との著しい不一致があり、これらが入札説明書等その他一般に利用できる資料等によっては予測できないものであるときは、当該瑕疵等又は著しい不一致に起因して事業者に追加的な費用又は損害が生じたときは、市は、合理的な範囲でこれを負担するものとする。この場合において、市は必要と認めるときは要求水準書を変更し、事業者に対して設計図書の変更を求め、又は設計・建設期間を変更するものとする。事業者は、当該追加的な費用及び損害の発生を最小限とし、かつ、拡大を低減するよう努めなければならない。
7. 前項により要求水準書の変更が必要となった場合の取扱いについては、次に定めるところによる。
  - (1) 市は、必要と認めた場合には、要求水準書の変更についての対応可能性及び費用見込額の検討を事業者に求めることができる。
  - (2) 事業者は、前号の規定に基づく市の要求を受けた場合には、これを検討し、市の要求を受けた日から 30 日以内に市に対し通知しなければならない。
  - (3) 市は、前号の通知の内容及び事業者と協議の上、要求水準書の変更を決定することができる。当該変更により追加費用が発生する場合には、市が当該追加費用を負担するものとし、サービス対価に算入するものとする。
  - (4) 前号に定める変更により費用の減少が生じる場合には、サービス対価を減額するものとする。
  - (5) 第 3 号の協議が協議開始の日から 60 日以内に調わない場合には、市は、本事業契約を解除することができる。この場合、第 97 条の規定により解除されたものとみなし、第 8 章の規定を適用する。

#### 第 32 条（建設段階におけるモニタリング）

1. 市は、事業者の建設業務の実施状況を確認するため、モニタリング計画に基づいてモニタリングを実施するものとする。事業者は、市のモニタリングの実施に協力しなければならない。
2. 事業者は、市に対して、工事監理状況報告書を毎月提出し、かつ、建設業務にかかる年度業務報告書及び工事監理業務にかかる年度業務報告書を各年度終了後 5 月末日までに提出するほか、市の要請があったときは随時報告しなければならない。
3. 市は、本条に規定するモニタリングの実施を理由として、本業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。



### 第 33 条（工事に伴う近隣対策及び近隣対応）

1. 事業者は、自己の責任及び費用において、本件工事について周辺住民に説明を行うとともに、騒音、振動、悪臭、光害、粉塵発生、交通渋滞その他本件工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、適切な近隣対策及び近隣対応を実施するものとし、市は、合理的な範囲でこれに協力するものとする。
2. 事業者は、前項の規定による近隣対策又は近隣対応の実施について、当該近隣対策又は近隣対応の実施前にその内容を、実施後にその結果を、市に報告するものとする。
3. 事業者は、近隣対策又は近隣対応の不調を理由として提案書に示した提案内容を変更することができない。ただし、市の承諾を得たときは、この限りではない。
4. 近隣対策又は近隣対応の実施により、事業者に生じた追加的な費用（本件引渡予定日を変更することにより発生する追加的な費用を含む。）については、事業者が負担するものとする。ただし、市が設定した条件に直接起因して、近隣対策又は近隣対応が必要となった場合の追加的な費用については、市が負担するものとする。

## 第 2 節 本施設の建設等

### 第 34 条（工事の開始）

1. 事業者は、本施設のそれぞれにつき第 26 条第 4 項の規定により設計業務完了届を市に提出した後、速やかに各本件工事を開始するものとする。
2. 事業者は、本件工事を開始しようとするときは、あらかじめ市にその旨を通知するものとする。

### 第 35 条（備品等の調達）

1. 事業者は、要求水準書、設計図書及び提案書に従い、什器備品等を調達し、本施設に設置するものとする。
2. 事業者は、要求水準書、設計図書及び提案書に従い、設置されるべき什器備品についての什器備品財産管理台帳を、第 41 条による市の完工確認までに作成し、市に提出しなければならない。

### 第 36 条（着工前の提出書類等）

1. 事業者は、要求水準書に規定される施工計画書等の書類を本件工事の着工前に市に提出し、市の承諾を得なければならない。
2. 事業者は、前項の規定により市に提出した書類に従い、本件工事を実施しなければならない。
3. 事業者は、建設期間中、工事現場に常に工事記録を備え置かなければならない。
4. 市は、事業者から施工体制台帳（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 24 条の 8 第 1 項に規定する施工体制台帳をいう。）及び施工体制に係る事項について、報告を求めることが

できる。

#### 第 37 条（工事監理の第三者への委託等）

1. 事業者は、工事監理業務を工事監理企業に委託し又は請け負わせるものとし、工事監理企業以外の者に本件工事に係る工事監理業務を実施させてはならない。
2. 前項の規定にかかわらず、事業者及び工事監理企業は、事前に市の承諾を得たときは、工事監理業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせることができる。当該第三者が自己以外の第三者に委託し又は請け負わせる場合も同様とする。この場合において、工事監理業務と本件工事を同一の者が実施してはならない。
3. 前二項の規定による工事監理企業及び工事監理企業以外の第三者への工事監理業務の委託又は請負は、全て事業者の責任において行うものとし、工事監理企業その他工事監理業務に関して使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

#### 第 38 条（工事監理者）

1. 事業者は、本件工事に着工する前に、自らの責任及び費用で建築基準法第 5 条の 6 第 4 項に規定する工事監理者を設置し、設置後速やかに当該工事監理者の氏名を市に対して通知するものとする。
2. 市は、事業者を通じて、工事監理者に工事監理の状況を工事監理状況報告書として毎月報告を求めるとともに、必要に応じて随時報告を求めることができ、工事監理者はこれに従わなければならない。
3. 事業者は、工事監理者が工事監理を行い、かつ、前項の規定を遵守するために必要な協力を行うものとする。

#### 第 39 条（市による中間確認等）

1. 市は、本施設が本事業契約、要求水準書、設計図書及び提案書に従い、建設されていることを確認するため、事業者にあらかじめ通知したうえ、建設状況について、事業者及び建設企業に対して説明を求め、中間確認をすることができる。この場合において、本件工場の現場において建設状況を確認するときは、事業者及び建設企業が立ち会うものとする。
2. 事業者は、前項の規定による中間確認の実施について、市に対して可能な限りの協力を行うものとし、建設企業をして、市に対して必要、かつ、合理的な説明及び報告を行わせるものとする。
3. 市は、前二項に定めるほか、事業者にあらかじめ通知することなく、随時、本件工事に立ち会い、建設状況について確認することができる。
4. 市は、前三項の規定による立ち会い、説明、確認又は報告の結果、建設状況が本事業契約、要求水準書、設計図書又は提案書の内容を逸脱していることが判明したときは、事業者に対してその是正を求めることができ、事業者は、これに従わなければならない。

5. 市は、本条の規定による立会い、確認等の実施又は不実施を理由として、本業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

#### 第 40 条（事業者の完工検査）

1. 事業者は、本施設の完成後速やかに、自己の責任において要求水準書に基づき、それぞれにつき完工検査を行うものとする。
2. 市は、前項に規定する完工検査への立会いを求めることができ、事業者はこれに応じなければならない。ただし、市は、かかる立会いの実施を理由として、本業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。
3. 事業者は、完工検査に対する市の立会いの実施の有無を問わず、要求水準書に基づき、完工検査の完了後速やかに当該工事に係る工事完了届、完工検査調書及びその他の必要な書類を市に提出し、完工検査の結果を報告しなければならない。
4. 事業者は、完工検査終了後速やかに施工記録を施工記録書として用意して、現場で市の確認を受けなければならない。

#### 第 41 条（市による完工確認）

1. 市は、前条の完工検査終了後、事業者から工事完了届の提出を受けたときは、速やかに、要求水準書に基づき、当該本施設の完工確認を実施するものとする。この場合において、事業者は、現場説明、資料提供等の方法により、市の完工確認に協力しなければならない。
2. 市は、本事業契約、要求水準書、設計図書、提案書及びその他の関係書類に基づき建設業務の適否を判断するものとする。
3. 市は、本施設に不備、不具合等があり又は建設業務が本事業契約、要求水準書、設計図書、提案書及びその他の関係書類に適合しないと認めるときは、不備、不具合、不適合等の具体的内容を明らかにし、相当の期間を定めて事業者に対し、その修補等を求めることができる。この場合において、当該修補等に係る費用は、事業者が負担するものとし、その他本事業契約に定めのない事項は要求水準書の定めるところによるものとする。
4. 事業者は、前項の規定により修補等を求められたときは、速やかに修補等を行い、その完了後、改めて市の完工確認を受けなければならない。この場合において、市及び事業者は速やかに完工確認に係る手続を行わなければならない。
5. 第 1 項又は前項の完工確認の実施又は不実施を理由として、市は、本業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

#### 第 42 条（完工確認済書の交付）

1. 市が、本施設について前条第 1 項及び第 4 項に規定する完工確認及び第 51 条の規定による維持管理業務体制の確認を行い、かつ、事業者が自ら又は維持管理企業に別紙 3 事業者等が加入する保険に掲げる保険契約等を締結し又は締結させ、当該保険契約に係る保険証券等の写しを完工図書とともに市に提出したときは、市は速やかに事業者に対して、完工確認済

書を交付するものとする。

2. 市は、前項の規定に基づき完工確認済書を交付したことを理由として、本業務の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

#### 第 43 条（工期の変更）

1. 市が事業者に対して工期（本施設のそれぞれにつき、**別紙 2** 日程表に規定する建設工事着工予定日から、第 36 条の規定により市の承諾を受けた施工計画書に記載された工事完了予定日までをいう。以下同じ。）の変更を請求したときは、市と事業者は、協議により当該変更の要否及び変更後の新たな工期を定めるものとする。
2. 事業者が不可抗力その他事業者の責めに帰すことができない事由により、工期を遵守できないことを理由として工期の変更を請求したときは、市及び事業者は、協議により当該変更の要否及び変更後の新たな工期を定めるものとする。ただし、市と事業者との間において協議が調わない場合、市が合理的な工期を定めるものとし、事業者は、これに従わなければならない。
3. 前二項の規定による工期の変更に伴い、本件引渡予定日が変更される場合においても、第 80 条第 1 項に規定する本事業契約の終了の日は、変更されないものとする。
4. 第 1 項又は第 2 項の規定により工期の変更が行われた場合、当該工期の変更が市の責めに帰すべき事由によるときは、市は合理的な範囲で事業者が発生した損害及び追加的な費用を負担するものとし、当該工期の変更が事業者の責めに帰すべき事由によるときは、事業者が損害及び追加的な費用を負担するものとする。
5. 不可抗力又は法令変更により工期の変更が行われた場合における損害及び追加的な費用は、それぞれ**別紙 4** 不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合又は**別紙 5** 法令変更による追加的な費用の負担割合に掲げる負担割合に従い、市及び事業者がそれぞれ負担するものとする。

#### 第 44 条（引渡しの遅延に伴う費用負担）

1. 市は、事業者の責めに帰すことができない事由により本施設の引渡しが本件引渡予定日より遅延したときは、当該遅延により事業者が負担した追加的な費用について、合理的な範囲で事業者を支払うものとする。ただし、当該遅延が市の責めに帰すべき事由による場合は、事業者の市に対する損害賠償請求を妨げるものではない。また、当該遅延が不可抗力によるときは、当該遅延により事業者が生じた損害及び追加的な費用は、**別紙 4** 不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合に掲げる負担割合に従い、市及び事業者がそれぞれ負担し、当該遅延が法令変更によるときは、**別紙 5** 法令変更による追加的な費用の負担割合に掲げる負担割合に従い、市及び事業者がそれぞれ負担する。
2. 事業者の責めに帰すべき事由により、本施設の引渡しが本件引渡予定日より遅延したときは、事業者は、本件引渡予定日の翌日から起算して、本件引渡日までの期間につき、設計・建設の対価（消費税を含み、支払利息を除く。）に相当する金額につき、本件引渡予定

日における支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を日割り計算により支払うものとし、当該遅延損害金を超える損害があるときは、その損害額を支払わなければならない。

#### 第45条（工事の中止等）

1. 市は、必要があると認めるときは、その理由を事業者に通知したうえで、本件工事の全部又は一部を一時中止させることができる。
2. 市は、前項の規定により本件工事を一時中止させた場合において、必要があると認めるときは、工期を変更することができる。この場合において、市は、当該一時中止が事業者の責めに帰すべき事由による場合、不可抗力による場合及び法令変更による場合を除き、事業者が工事の再開に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の一時中止に伴う追加的な費用を必要としたとき、又は事業者が損害を及ぼしたときは、合理的な範囲で、これらの追加的な費用を負担し又は損害を賠償しなければならない。
3. 工事の一時中止が不可抗力又は法令変更による場合においては、前項の追加的な費用又は損害は、それぞれ別紙4 不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合又は別紙5 法令変更による追加的な費用の負担割合に掲げる負担割合に従い、市及び事業者がそれぞれ負担するものとする。

#### 第46条（建設工事中に事業者が第三者に及ぼした損害）

事業者は、本件工事に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、当該損害を賠償しなければならない。工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により生じたものであるときも事業者の負担とする。ただし、その損害のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が負担するものとする。

#### 第47条（不可抗力による損害）

1. 事業者は、本施設の引渡しを行う前に、不可抗力により、本施設、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料その他建設機械器具等に損害が生じたときは、当該事実の発生後直ちにその状況を市に通知しなければならない。
2. 市は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、損害の状況を確認し、その結果を事業者に通知するものとする。
3. 前項に規定する損害及びこれに係る追加的な費用は、別紙4 不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合に掲げる負担割合に従い、市及び事業者がそれぞれ負担するものとする。ただし、事業者が善良なる管理者の注意義務を怠ったことに基づくものは、全て事業者が負担するものとする。

#### 第 48 条 (引渡手続)

1. 事業者は、市から完工確認済書の交付を受けた後、本件引渡予定日に当該本施設を市に引き渡すものとする。
2. 事業者は、市から委任を受け、当該本施設の所有権移転後、速やかに市名義での登記を行うものとし、市は、これに協力するものとする。当該登記に要する費用は事業者の負担とする。

#### 第 49 条 (契約不適合責任)

1. 市は、引き渡された本施設又は成果物（以下本条において併せて「本施設等」という。）が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、事業者に対し、本施設等の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市は履行の追完を請求することができない。
2. 前項の場合において、事業者は、市に不相当な負担を課するものでないときは、市が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
3. 第 1 項の場合において、市が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市は、その不適合の程度に応じてサービス対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにサービス対価の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前三号に掲げる場合のほか、市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
4. 市は、引き渡された本施設等に関し、本契約に基づく引渡しを受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
5. 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、市が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、事業者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年が経過する日まで請求等を行うことができる。
6. 前二項の市による請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求の根拠を示して、事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
7. 市が第 4 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 10 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を事業者へ通知

した場合において、市が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

8. 市は、第4項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合 に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。
9. 前各項の規定は、契約不適合が事業者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する事業者の責任については、民法の定めるところによる。
10. 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
11. 市は、本施設等の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者へ通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、事業者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
12. 本契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
13. 引き渡された本施設等の契約不適合が支給材料の性質又は市の指図により生じたものであるときは、市は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、事業者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
14. 事業者は、建設企業をして、市に対し本条による瑕疵の修補及び損害賠償をなすことについて保証させるものとし、当該保証に係る保証書（別紙6 保証書の様式に定める様式によるものに限る。）を建設企業から徴し、市に差し入れるものとする。

## 第5章 本施設の維持管理等

### 第1節 本施設の維持管理等

#### 第50条（維持管理業務等の実施）

1. 事業者は、本件引渡日から、自己の責任及び費用において、本事業契約、要求水準書、業務計画書及び提案書に従い、維持管理業務等を遂行するものとする。
2. 事業者は、法令等及び本事業契約の定めに従い、維持管理業務等を誠実かつ適正に実施しなければならない。

#### 第51条（維持管理業務等実施体制の確認）

1. 事業者は、維持管理業務等の業務開始日に先立ち、維持管理業務等の実施に必要な人員等

(必要な有資格者を含む。)を確保するとともに、維持管理業務等に必要な研修、訓練等を行い、業務の実施に習熟させなければならない。

2. 事業者は、前項の研修、訓練等の実施後、本事業契約、要求水準書、業務計画書及び提案書に従い、維持管理業務等を遂行することが可能となった時点において、市に対して、その旨を報告するものとし、あわせて、維持管理業務等の遂行に当たっての管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の業務に必要な書類を市に提出するものとする。
3. 市は、前項に規定する報告を受けたときは、本件引渡日までに事業者の実施体制を確認するものとする。市は、確認の結果、実施体制が本事業契約、入札説明書等及び提案書の条件を満たしていないと判断した場合、事業者に対してその是正を求めることができる。
4. 事業者は、前項により市に是正を求められたときは、是正を求められた事項について補正等を行い、再度、本件引渡日までに市の確認を受けなければならない。

#### 第 52 条 (修繕・更新)

1. 事業者が、業務計画書に定めのない修繕若しくは更新又は本施設に重大な影響を及ぼす修繕若しくは更新を行う場合、事前に市に対してその内容その他必要な事項を通知し、かつ、市の事前の承諾を得るものとする。
2. 事業者は、本施設の修繕又は更新を行った場合、必要に応じて当該修繕又は更新につき貸与を受けた完工図書に反映し、かつ、使用した設計図、施工図等の書面を市に対して提出しなければならない。

#### 第 53 条 (要求水準書の変更)

1. 法令変更により、要求水準書の変更が必要又は可能となった場合の取扱いについては、次に定めるところによる。
  - (1) 市は、自ら又は事業者の申出により、事業者と協議の上、法令等の要求する水準に見合うように要求水準書を変更するものとする。
  - (2) 前号に規定する要求水準書の変更により事業者に追加費用が発生する場合には、市が当該追加費用を負担し、サービス対価に算入するものとする。
  - (3) 第 1 号に定める変更により費用の減少が生じる場合には、サービス対価を減額するものとする。
  - (4) 第 1 号の協議が協議開始の日から 60 日以内に調わない場合には、市は、本事業契約を解除することができる。この場合、第 93 条の規定により解除されたものとみなし、第 8 章の規定を適用するものとする。
2. 不可抗力その他市がやむを得ないと認める理由により、要求水準書の変更が必要となった場合の取扱いについては、次に定めるところによる。
  - (1) 市は、自ら又は事業者の申出を受け必要と認めた場合には、要求水準書の変更を事業者に求めることができる。
  - (2) 事業者は、前号の規定に基づく市の要求を受けた場合には、その対応可能性及び費用見



- 込額を検討し、市の要求を受けた日から 30 日以内に市に対し通知しなければならない。
- (3) 市は、前号の通知の内容及び、事業者と協議の上、要求水準書の変更を決定することができる。当該変更により追加費用が発生する場合には、市が当該追加費用を負担するものとし、サービス対価に算入するものとする。
  - (4) 前号に定める変更により費用の減少が生じる場合には、サービス対価を減額するものとする。
  - (5) 第 3 号の協議が協議開始の日から 60 日以内に調わない場合には、市は、本事業契約を解除することができる。この場合、第 1 号による要求水準書の変更要求が市の事由に基づくものであった場合は、第 83 条の規定により解除されたものとみなし、不可抗力事由の発生によるものであった場合は第 97 条の規定により解除されたものとみなし、第 8 章の規定を適用するものとする。
3. 事業者から要求水準書の変更を申し入れるときの取扱いについては、次に定めるところによる。
- (1) 事業者は、合理的な必要が生じたと認める場合、要求水準書の変更を市に求めることができる。この場合、市は、事業者との協議に応じなければならない。
  - (2) 市は、前号に定める協議が成立した場合、要求水準書の変更を行うものとする。この場合のサービス対価の変更については、市及び事業者の合意によるものとする。
4. 第 1 項又は第 2 項に基づき要求水準書を変更するときは、市が、事業者に変更内容を書面により通知することにより変更するものとし、前項に基づき変更するときは市及び事業者が書面により変更内容を合意したうえで要求水準書を変更するものとする。
5. 前項の規定による要求水準書の変更により、必要と認められるときは、事業者は、第 56 条に定める業務計画書を変更し、変更内容について市の承諾を得るものとする。

#### 第 54 条（維持管理業務責任者等）

事業者は、要求水準書に従い、維持管理業務全体を総合的に把握し調整を行う維持管理業務責任者、修繕業務全体を総合的に把握し調整を行う修繕業務責任者及び運営業務全体を総合的に把握し調整を行う運営業務責任者を定め、維持管理業務等の開始までに、市にその氏名、所属等を報告しなければならない。維持管理業務責任者、修繕業務責任者又は運営業務責任者を変更するときも、速やかに、同様の事項を市に報告しなければならない。

#### 第 55 条（維持管理業務等の担当者）

事業者は、維持管理業務等の開始までに、維持管理業務担当者、修繕業務担当者及び運営業務担当者の名簿を市に提出しなければならない。また、事業者は、維持管理業務担当者、修繕業務担当者又は運営業務担当者に異動があった場合、その都度、速やかに市に報告しなければならない。

#### 第 56 条（業務計画書）

1. 事業者は、要求水準書に従い、各事業年度の業務計画書を作成して市に提出し、市の承諾を得なければならない。
2. 事業者は、各業務計画書又は年度業務計画書の内容を変更するときは、事前に変更内容を市に説明し、かつ、変更後の業務計画書又は年度業務計画書を市に提出して、承諾を得なければならない。

#### 第 57 条（業務計画書の見直し等）

1. 事業者は、第 62 条のセルフモニタリングにより、本施設の維持管理、修繕及び運転状況を把握した上で、業務要求水準が達成され、施設の設置目的が適切に実現されているかにつき、常に検証した上で、業務計画書又は年度業務計画書の変更が必要又は望ましいと認めるときは、前条第 2 項の規定に基づき、それらの内容を速やかに改善しなければならない。
2. 事業者は、維持管理業務等の実施状況又はその結果が業務要求水準に達しない場合において、単に業務計画書及び年度業務計画書に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

#### 第 58 条（近隣対策及び近隣対応）

事業者は、自己の責任及び費用において、維持管理業務等を実施するに際して合理的に要求される範囲の近隣対策及び近隣対応を実施するものとする。なお、近隣対策又は近隣対応の実施について、事業者は市に対して事前及び事後にその内容及び結果を報告するものとし、市は事業者に対して合理的な範囲で必要な協力を行う。ただし、本事業の実施そのものに直接起因して周辺その他から苦情等が発生した場合は、市が対応するものとする。

#### 第 59 条（第三者による実施）

1. 事業者は、維持管理業務を維持管理企業に委託し又は請け負わせるものとし、維持管理企業以外の者に、維持管理業務を実施させてはならない。維持管理企業ごとの業務分担については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 建築物保守管理業務	[●●]
(2) 建築設備保守管理業務	[●●]
(3) 小破修繕業務	[●●]
(4) 清掃業務	[●●]
(5) 環境衛生管理業務	[●●]
(6) 警備業務	[●●]
(7) 植栽維持管理業務	[●●]
(8) 外構管理業務	[●●]
2. 事業者は、修繕業務を修繕企業に委託し又は請け負わせるものとし、修繕企業以外の者に、修繕業務を実施させてはならない。

3. 事業者は、運營業務を運営企業に委託し又は請け負わせるものとし、運営企業以外の者に、運營業務を実施させてはならない。運営企業ごとの業務分担については、次の各号に掲げるとおりとする。
- |                     |      |
|---------------------|------|
| (1) 貸出・予約受付業務       | [●●] |
| (2) 広報・誘致業務         | [●●] |
| (3) 来場者案内及び情報提供業務   | [●●] |
| (4) 什器備品の管理業務       | [●●] |
| (5) 安全管理・防災・緊急時対応業務 | [●●] |
| (6) 駐車場等誘導業務        | [●●] |
| (7) 近隣対応・周辺連携業務     | [●●] |
| (8) 開館式典等実施業務       | [●●] |
| (9) 自動販売機運營業務       | [●●] |
| (10) 行政等への協力業務      | [●●] |
| (11) 事業期間終了時の引継ぎ業務  | [●●] |
4. 前三項の規定にかかわらず、事業者並びに維持管理企業、修繕企業及び運営企業（以下「維持管理企業等」という。）は、事前に市の承諾を得たときは、それぞれが受託し又は請け負う維持管理業務等の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。市の承諾を得るに当たり、事業者及び当該維持管理企業等は、当該第三者の商号、住所その他市が別途定める事項を市に通知しなければならない。当該第三者が自己以外の第三者に委託し又は請け負わせる場合も同様とする。
5. 前各項の規定による、維持管理企業等、及び維持管理企業等以外の第三者への維持管理業務等の委託又は請負は、全て事業者の責任において行うものとし、維持管理企業等その他維持管理業務等に関して使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

#### 第 60 条（第三者に及ぼした損害等）

1. 事業者が維持管理業務等を実施するに際し、何らかの損害を第三者に生じさせる可能性のある事故、紛争等が発生した場合、事業者は、速やかに市にその内容を報告するとともに、自己の責任において解決に当たるものとする。この場合、事業者は、市と緊密に協議して対応しなければならない。
2. 事業者が維持管理業務等の実施により第三者に損害を及ぼした場合、事業者は、当該損害の一切を当該第三者に対して賠償しなければならない。ただし、当該損害のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、この限りではない。
3. 維持管理業務等の実施に伴い通常避けることができない騒音、臭気、振動その他の理由により、事業者が第三者に対して損害を及ぼした場合も、前項と同様とする。
4. 第 2 項本文の規定にかかわらず、第三者に対して市が損害を賠償した場合、市は事業者に対して当該賠償した金額（ただし、市の責めに帰すべき事由により生じたものを除く。）を

求償するものとする。事業者は、市からの請求を受けた場合には、速やかにこれを支払わなければならない。

#### 第 61 条（維持管理等段階におけるモニタリング）

1. 市は、事業者の維持管理業務等の履行状況及び本施設の状況を確認するため、モニタリング計画に基づいてモニタリングを実施するものとする。事業者は、市のモニタリングの実施に協力しなければならない。
2. 事業者は、要求水準書に従い、市に対して、維持管理業務等に関する報告を行うほか、市の要請があったときは随時報告しなければならない。
3. 市は、本条に規定するモニタリングの実施を理由として、本業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

#### 第 62 条（セルフモニタリング）

1. 事業者は、常に本施設の維持管理業務等につき定期的に確認を行うとともに、自らの財務状況について確認するものとする。
2. 事業者は、維持管理業務等に関して金融機関等にその財務諸表その他の資料を提出する場合は、同時にその写しを市に対しても提出するものとする。
3. 何らかの理由で本事業契約、要求水準書、業務計画書若しくは提案書に従った維持管理業務等の実施ができない場合、要求水準書、業務計画書若しくは提案書に規定された水準若しくは仕様が達成できない場合又はそれらの事態が生じるおそれを認める場合には、事業者は、その理由及び対処方法を直ちに市に報告しなければならない。

#### 第 63 条（要望等の処理）

1. 事業者は、本施設の利用者、近隣住民等から要望、意見及び苦情等（以下「要望等」という。）を受け付けたときは、その内容及び対応状況について、速やかに市に報告しなければならない。
2. 市は、前項により事業者が受け付けた要望等及び市が直接受け付けた要望等の内容及び対応状況について、必要に応じて公表できるものとする。

#### 第 64 条（実地調査への対応）

事業者は、市による実地調査を受ける場合は、誠実に対応しなければならない。この場合において、市が調査に基づき必要な指示をしたときは、事業者は、これに従わなければならない。

#### 第 65 条（業務報告書の提出）

事業者は、維持管理業務及び運営業務に関し、業務の履行状況等について、要求水準書に従い、月次業務報告書及び年度業務報告書を作成して、市に提出しなければならない。また、

事業者は、修繕業務に関し、業務の履行状況等について、要求水準書に従い、年度業務報告書を作成して市に提出しなければならない。

#### 第 66 条（維持管理業務に係る保険）

1. 事業者は、維持管理・運営期間中、自ら又は維持管理企業等及び事業者から維持管理業務等の委託を受けた者をして**別紙 3** 事業者等が加入する保険に定める保険契約等を締結し、又は締結させ、保険料等を負担し、又は負担させるものとする。
2. 事業者は、前項により保険契約を締結し又は維持管理企業等及び事業者から維持管理業務等の委託を受けた者をして保険契約を締結させたときは、速やかに保険証券を市に提示し、内容の確認を受けなければならない。

## 第 2 節 指定管理等

#### 第 67 条（指定管理等）

1. 市は、指定管理者である事業者に対し、設置条例並びに本事業契約、要求水準書、業務計画書及び提案書に従って、維持管理業務等を遂行させる。
2. 事業者は、指定管理者として、維持管理業務等を誠実かつ適正に実施しなければならない。

#### 第 68 条（指定期間）

地方自治法第 244 条の 2 第 5 項に規定する指定期間は、維持管理・運営期間と同一とする。

#### 第 69 条（利用者からの意見聴取）

1. 事業者は、本施設の管理運営に当たって、利用者の意見・要望等を把握し、維持管理業務等に反映させるため、利用者から意見聴取を行うものとする。
2. 事業者は、前項の規定により実施した意見聴取の内容について、市に報告するものとする。
3. 事業者は、第 1 項の規定により実施した意見聴取の内容及びその対応結果等について、公表に努めるものとする。

#### 第 70 条（利用料金）

1. 利用者が納付する利用料金は、事業者の収入とする。
2. 事業者は、設置条例別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市の承認を受けて、利用料金の額を定めるものとする。
3. 利用料金の減免については、設置条例及びさいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例（平成 13 年さいたま市条例第 173 号）による減免を行うものとする。
4. 事業者は、利用料金の額を変更しようとするときは、あらかじめ市の承認を得なければならない。

5. 事業者が、指定期間の満了日又は指定の取消しがあった日以降の利用に係る利用料金を事前に収受している場合は、その相当額を市又は市が指定する者に支払うものとする。

#### 第 71 条（災害時の施設利用）

1. 本施設は、災害時等において、その特性に応じ、市の災害対策及び被災者のための利用に供することができ、事業者はその利用に協力するものとする。
2. 前項のため、事業者は、**別紙 7** 指定管理者が管理する公共施設の避難施設としての利用に関する特記事項により、本施設を維持管理しなければならない。

#### 第 72 条（指定の取消し及び業務の停止）

1. 市は、第 85 条第 1 項各号その他の本契約に定める解除事由が発生したときは、事業者に対する指定を取り消し、又は期間を定めて維持管理業務等の停止を命ずることができる。
2. 前項の規定により指定を取り消し、又は維持管理業務等の全部又は一部の停止を命じた場合において、市に帰責事由がないときは、事業者に損害、損失又は増加費用が生じても、市はその賠償の責めを負わない。
3. 第 1 項の規定により指定を取り消し、又は維持管理業務等の全部又は一部の停止を命じた場合において、事業者が市に損害を及ぼしたときは、事業者は、その損害を賠償しなければならない。

## 第 6 章 サービス対価の支払

#### 第 73 条（サービス対価の支払）

1. 市は、事業者が本事業契約の規定に従い、業務を適正に履行したことを確認することを条件として、**別紙 8** サービス対価の算定及び支払方法に従い、事業者に対して、サービス対価を支払うものとする。
2. 本事業契約が各四半期の末日以外の日を終了した場合におけるサービス対価の支払については、当該終了日までの履行部分につき**別紙 8** サービス対価の算定及び支払方法の規定に準じた手続により行うものとする。

#### 第 74 条（サービス対価の改定）

前条第 1 項の規定にかかわらず、サービス対価の支払額は、必要に応じて、**別紙 8** サービス対価の算定及び支払方法により改定するものとする。

#### 第 75 条（サービス対価の用途）

事業者は、サービス対価を本事業契約の業務の遂行に要する経費以外に使用してはならない。

#### 第 76 条（サービス対価の減額）

1. 市は、モニタリングの結果に基づき、サービス対価をモニタリング計画に定める方法により減額し又はその支払を停止することができる。
2. 前項の規定は、事業者の業務要求水準の未達又はその他事業者の本事業契約の債務の不履行による、市の損害賠償請求を妨げるものではない。また、前項によるサービス対価の減額を損害賠償額の予定による相殺と解してはならない。

#### 第 77 条（サービス対価の返還）

サービス対価の支払後に業務報告書に虚偽の記載があることが判明したときは、事業者は、市に対して、モニタリング計画に従い、受領したサービス対価の全部又は一部を、当該サービス対価を受領した日から返還する日までの期間につき返還期日時点における支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の損害金を付して、返還しなければならない。

### 第 7 章 利用料金の収受及びプロフィットシェアリング

#### 第 78 条（運営収入）

事業者は、本施設のうちのメインアリーナ、サブアリーナ及び結節空間の運営から得る利用料金収入並びに自主事業から得られた収入（以下「運営収入」という。）を、自らの収入として収受することができる。

#### 第 79 条（プロフィットシェアリング）

事業者は、毎期に収受した運営収入において、提案書に記載された計画以上の収入（当期の運営収入から提案時の予定当期運営収入を差し引いた金額をいい、以下「増加収入」という。）が得られた場合は、別紙 9 プロフィットシェアリングの算定及び支払方法の規定に従い、増加収入の一部を市に支払うものとする。

### 第 8 章 契約の終了及び債務不履行

#### 第 80 条（契約期間）

1. 本事業契約は、締結の日から効力を生じ、令和 41 年 11 月 30 日をもって終了する。
2. 事業者は、本事業契約の終了をもって本事業契約に基づく業務の履行を終了する。

#### 第 81 条（契約の終了の効果）

1. 事業者は、本事業契約が終了した場合において、事業敷地又は本施設内に事業者が所有し、

又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件（本事業を構成する各業務を受託し又は請け負った者が所有し又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、当該物件等を直ちに撤去し、市の確認を受けなければならない。

2. 事業者は、本事業契約の終了に当たっては、本施設を市が継続して使用することができるよう、市に対して、維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、事業者が用いた維持管理業務に関する業務実施要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、引継ぎに必要な協力を行うものとする。
3. 事業者は、契約期間満了以外の事由により本事業契約が終了した場合には、前二項の業務を全て終了した日から 10 日以内に業務報告書を市に提出し、市の確認を受けるものとする。
4. 契約終了時に本施設が要求水準書を満たしていないと認められるときは、事業者は、自らの責任及び費用において、要求水準書を満たす状態に修補し、市の確認を受けなければならない。

#### 第 82 条（市による任意解除）

市は、事業者に対して、180 日以上前に通知することにより、本事業契約を解除することができる。

#### 第 83 条（市の債務不履行等による解除）

事業者は、市が本事業契約上の重要な義務に違反し、かつ、事業者による通知の後 60 日以内に当該違反を是正しないとき、又は市の責めに帰すべき事由により事業者が本事業契約を履行できず本事業契約の目的を達することができないとき、本事業契約を解除することができる。

#### 第 84 条（談合行為等に対する解除措置）

1. 市は、本事業の入札手続について落札者が次の各号所定のいずれかに該当した場合には、本事業契約を解除することができる。
  - (1) 構成員、協力企業若しくはその他企業又はこれを構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 2 項の事業者団体（以下「構成員等」という。）が、本事業の入札手続について同法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反したとして、同法第 7 条又は第 8 条の 2 の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）が確定したとき。
  - (2) 本事業の入札手続について、構成員等に、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が同法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。以下同じ。）。
  - (3) 前二号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令により、構成員等に、本事業の入札手続について、同法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があつ



たとされたとき。

- (4) 確定した排除措置命令又は納付命令により、構成員等に、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間に本事業の入札が行われたものであり、かつ、本事業の入札手続が当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (5) 構成員、協力企業又はその他企業が、自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
2. 市は、事業者（その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）を含む。以下本項において同じ。）が次の各号所定のいずれかに該当した場合には、相当の期間を定めて催告のうえ、本事業契約を解除することができる。
    - (1) 事業者が、さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第3条第2項に規定する暴力団関係者であることが判明したとき。
    - (2) 事業者が、埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第19条又は第20条に違反している事実がある者であることが判明したとき。
  3. 市は、前二項の規定により本事業契約を解除したときは、事業者が被った損害を賠償することを要しないものとする。

#### 第85条（事業者の債務不履行等による解除）

1. 市は、契約期間中、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対して書面により通知したうえで、本事業契約を解除又は業務の停止を命ずることができる。
  - (1) 事業者が、維持管理業務等の実施を放棄し、かつ、3日以上にわたりその状態が継続したとき。
  - (2) 事業者が、破産、会社更生、民事再生、特別清算又はその他の倒産手続について事業者の取締役会でその申し立てを決議したとき又は第三者（事業者の取締役を含む。）によってその申し立てがなされたとき。
  - (3) 事業者が、業務報告書に重大な虚偽記載を行ったとき。
  - (4) 事業者が、モニタリング計画に基づく市の改善要求に従わず、直ちに契約を解除しなければ市の行政運営に重大な支障が生じるおそれがあるとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、事業者が本事業契約の債務を履行せず、市が相当な期間を定めて催告をしても事業者が催告に係る債務の履行をしないとき。
  - (6) 前各号までに掲げるもののほか、事業者が本事業契約に違反し、その違反により本事業契約の目的を達することができないと市が認めたとき。
  - (7) モニタリング計画により市が本事業契約を解除できるとき。
2. 市は、本施設全ての引渡し前において、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対して書面により通知したうえで、本事業契約を解除又は業務の停止を命ずることができる。

- (1) 事業者が、本施設の設計業務又は建設業務に着手すべき期日を過ぎても設計又は本件工事に着手せず、市が、事業者に対し、相当の期間を定めて催告しても、当該遅延が事業者の責めに帰すことができない事由により生じたものであることの合理的な説明がないとき。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、本件引渡予定日から 30 日が経過しても本施設の引渡しが行われないうとき、又は明らかに引渡しの見込みがないと市が認めたとき。

#### 第 86 条 (引渡し前の解除)

1. 市は、本施設全てが引き渡される前に第 82 条、第 83 条、第 93 条又は第 97 条の規定に基づき本事業契約が解除されたときは、自己の責任及び費用により、本施設の出来高部分（設計図書の出来高部分を含む。以下同じ。）を検査のうえ、当該検査に合格した部分（以下「合格部分」という。）を事業者より買い受け、その引渡しを受けるものとする。この場合において、市は、必要があると認めるときは、その理由をあらかじめ事業者に通知のうえ、出来高部分を最小限度破壊して検査することができる。
2. 第 82 条又は第 83 条の規定により本事業契約が解除された場合において、市が前項の規定により合格部分の引渡しを受けたときは、市は、合格部分に相当するサービス対価及び第 88 条第 5 項の規定による損害賠償額の総額を、事業者の請求により支払うものとする。
3. 第 93 条又は第 97 条の規定により本事業契約が解除された場合において、市が第 1 項の規定により合格部分の引渡しを受けたときは、市は、合格部分に相当するサービス対価及び事業者が本事業契約による履行を終了させるために要する費用を、事業者の請求により支払うものとする。
4. 本施設全てが引き渡される前に第 84 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 85 条の規定に基づき本事業契約が解除された場合において、市が事業敷地の原状回復が社会通念上合理的であると判断した場合を除き、事業者は自己の責任及び費用により、引渡しされていない本施設のうちの出来高部分の検査を受けるものとし、市は合格部分を事業者より買い受け、その引渡しを受けるものとする。市が上記判断に基づき当該出来高部分を買取らないときは、事業者はその費用において速やかに事業敷地を原状に回復して市に明け渡さなければならない。
5. 第 84 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき本事業契約が解除された場合において、市が前項の規定により合格部分の引渡しを受けたときは、市は、合格部分に相当するサービス対価を事業者の請求により支払うものとする。
6. 第 85 条の規定に基づき本事業契約が解除された場合において、市が第 4 項の規定により合格部分の引渡しを受けたときは、市は、合格部分に相当するサービス対価支払債務と事業者の第 88 条第 2 項第 1 号の規定による違約金支払債務とを対当額で相殺することができる。この場合において、市は、相殺後に残額がある場合は、事業者の請求により支払うものとする。

## 第 87 条（引渡し後の解除）

1. 本施設のいずれかの施設の引渡し後に本事業契約に基づき本事業契約が解除されたときは、本事業契約は将来に向かって効力を失うものとし、市は第 48 条の規定に基づき、当該施設の所有権を保持するものとする。市は、設計・建設の対価で未払いのものがあるときは、解除前の支払スケジュールに従ってこれを支払うものとする。
2. 市は、本事業契約が解除された日から 10 日以内に本施設の現況を検査するものとし、当該検査により、本施設に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められるときは、事業者に対してその修補を求めることができる。この場合において、事業者は、必要な修補を実施した後、速やかにその旨を市に通知しなければならない。市は当該通知の受領後 10 日以内に当該修補の完了の検査を行わなければならない。
3. 事業者は、前項の手続の終了後速やかに維持管理業務を市又は市が指定する者に引き継ぐものとする。
4. 市は、第 82 条又は第 83 条の規定に基づき本事業契約が解除された場合において、第 3 項の規定により市又は市が指定する者が維持管理業務等の引継ぎを受け、維持管理等の対価として未払いの部分があるときは、これを事業者に対し支払うものとする。また、第 88 条第 5 項の規定により損害額の総額を事業者に対し支払うものとする。
5. 市は、第 84 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 85 条第 1 項の規定に基づき本事業契約が解除された場合において、第 3 項の規定により市又は市が指定する者が維持管理業務等の引継ぎを受け、維持管理等の対価として未払いの部分があるときは、これを事業者に対し支払うものとする。
6. 市は、第 93 条又は第 97 条の規定に基づき本事業契約が解除された場合において、第 3 項の規定により市又は市が指定する者が維持管理業務等の引継ぎを受け、維持管理等の対価として未払いの部分があるときは、これを事業者に対し支払うものとする。また、市は、事業者が維持管理業務等を終了させるために要する費用を事業者の請求により、事業者に支払うものとする。

## 第 88 条（違約金等）

1. 第 84 条第 1 項又は第 2 項の規定に該当するときは、本事業契約が解除されるか否かにかかわらず、市は、本事業に係る落札金額の 100 分の 10 に相当する金額を上限とする違約金を事業者に請求するものとし、事業者は速やかにこれを支払わなければならない。また、第 86 条又は第 87 条に基づく既履行部分の清算を除き、市及び事業者は、契約解除に関し損害賠償等の請求は行わないものとする。
2. 事業者は、第 85 条の規定に基づき本事業契約が解除されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を違約金として市が指定する期限までに、市に支払わなければならない。
  - (1) 本施設全ての引渡し前に解除された場合  
設計・建設の対価の総額（ただし、消費税を含み支払利息相当額を除く。）の 100 分の

10に相当する額

(2) 本施設全ての引渡し後に解除された場合

当該解除された日が属する事業年度に支払われるべき維持管理等の対価（消費税を含む。第74条の規定によりサービス対価が改定された場合には、改定後の金額とする。）の総額の100分の10に相当する額

3. 前項第1号又は第2号に掲げる場合において、市は、受領した履行保証保険契約の保険金をもって違約金に充当することができる。充当後、なお不足があるときは、事業者は速やかに不足する金額を市に支払わなければならない。
4. 事業者は、第2項の場合において解除により市が被った損害額が違約金の額を上回るときは、その差額を市の請求に基づき、支払わなければならない。
5. 事業者は、第82条又は第83条の規定に基づき本事業契約が解除されたときは、市に対して、当該解除により被った損害の賠償を請求することができる。

第89条（保全義務）

事業者は、契約解除の通知の日から第86条第1項若しくは第4項の規定による合格部分の引渡し又は第87条第3項の規定による維持管理業務等の引継ぎの完了の時まで、本施設の出来高部分又は本施設について、自らの負担で必要最小限の維持保全に努めなければならない。

第90条（関係書類の引渡し等）

1. 事業者は、第86条第1項若しくは第4項の規定による合格部分の引渡し又は第87条第3項の規定による維持管理業務等の引継ぎの完了と同時に、設計図書、完工図書（本事業契約が本施設全ての引渡しの前に解除された場合にあっては、図面等は、事業者が既に作成を完了しているものに限る。）及び本業務に必要な一切の書類を市に引き渡さなければならない。
2. 市は、前項の規定により引渡しを受けた書類について、本施設の設計、建設、維持管理、修繕及び運営のために無償で使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。次項において同じ。）することができる。
3. 前項の場合において、事業者は、市による書類の使用が第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置を講じなければならない。

## 第9章 法令変更

第91条（通知等）

1. 事業者は、本事業契約の締結後に法令変更が行われたことにより、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその内容の詳細を記載した書面をもって市に通知するものとする。
  - (1) 本施設を、提案書又は設計図書に従い、整備することができなくなったとき。

- (2) 本事業契約又は要求水準書で提示された条件に従い、維持管理業務等を実施することができなくなったとき。
  - (3) 本事業契約の履行のために追加的な費用が必要であると判断したとき。
  - (4) 本事業契約の履行のための費用の減少が可能と判断したとき。
  - (5) 要求水準書に記載された業務の一部が不要となることが判明したとき。
2. 市及び事業者は、前項の通知がなされた時以降において、本事業契約に基づく自己の義務が法令等に違反することとなったときは、履行期日における当該自己の義務が法令等に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。この場合において、市又は事業者は、相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。

#### 第 92 条（協議等）

1. 市及び事業者は、市が事業者から前条第 1 項の通知を受領したときは、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、法令変更に対応するため、速やかに本事業契約、要求水準書、設計図書及び業務計画書の変更並びにサービス対価の改定等について必要な協議を行わなければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、当該法令の公布の日から 120 日以内に市及び事業者が合意に至らないときは、市は当該法令変更に対する合理的な範囲の対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い、本事業契約の履行を継続するものとする。この場合において、事業者に発生する追加費用の負担は、**別紙 5** 法令変更による追加的な費用の負担割合の定めによるものとし、費用の減少が生じるときは、サービス対価を減額するものとする。

#### 第 93 条（法令変更による契約の終了）

市は、本事業契約の締結後における法令変更により、本事業の継続が困難又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断したときは、事業者と協議のうえ、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。

## 第 10 章 不可抗力

#### 第 94 条（通知等）

1. 事業者は、本事業契約の締結後に不可抗力に該当する事由の発生により、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその内容の詳細を記載した書面をもって市に通知するものとする。
  - (1) 本施設を提案書又は設計図書に従い、整備することができなくなったとき。
  - (2) 本事業契約又は要求水準書で提示された条件に従い、維持管理業務等を実施することができなくなったとき。
  - (3) 本事業契約の履行のために追加的な費用が必要であると判断したとき。

2. 市及び事業者は、本事業契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となったときは、その旨を相手方に通知したうえで、当該不可抗力により影響を受ける範囲において、履行期日における当該義務の履行を免れるものとする。この場合において、市又は事業者は、相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。

#### 第 95 条（協議等）

1. 市及び事業者は、市が事業者から前条第 1 項の通知を受領したときは、本事業契約に別に定めがある場合を除き、当該不可抗力に対応するため、速やかに本事業契約、要求水準書、設計図書及び業務計画書の変更並びにサービス対価の改定等について、必要な協議を行わなければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、当該不可抗力が生じた日から 60 日以内に市及び事業者が合意に至らないときは、市は当該不可抗力に対する合理的な範囲の対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い、本事業契約の履行を継続するものとする。この場合において、事業者が発生する追加費用の負担は、**別紙 4** 不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合の定めによるものとし、費用の減少が生じるときは、サービス対価を減額するものとする。

#### 第 96 条（不可抗力への対応）

事業者は、不可抗力により本事業契約の一部若しくは全部が履行不能となったとき、又は本施設に重大な損害が発生したときは、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、適切な範囲内で対応を行うものとする。

#### 第 97 条（不可抗力による契約の終了）

前三条の規定にかかわらず、市は、本事業契約の締結後に不可抗力に該当する事由の発生により、本事業の継続が困難又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断したときは、事業者と協議のうえ、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。

## 第 11 章 雑則

#### 第 98 条（公租公課の負担）

本事業契約の履行に関連して事業者が生じる公租公課は、本事業契約に別に定めがある場合を除き、全て事業者の負担とする。ただし、本事業契約締結時に市及び事業者が予測不可能であった新たな公租公課の負担が事業者が発生したときは、その負担について、事業者は市と協議することができる。

#### 第 99 条（協議）

市及び事業者は、本事業契約において市及び事業者による協議が予定されている事由が発

生したとき、その他信義則上必要と認められるときは、速やかに協議の開催に応じなければならない。

#### 第 100 条（財務書類の提出）

1. 事業者は、会社法第 326 条第 2 項に従い、その定款に会計監査人及び監査役の設置に係る規定を置き、本事業契約期間中これを維持しなければならない。
2. 事業者は、本事業契約の終了にいたるまで、会計監査人及び監査役の監査を受け、株主総会の承認を受けた計算書類（会社法第 435 条第 2 項に定める計算書類をいう。）及び株主総会に報告された事業報告並びにこれらの附属明細書の写しを各事業年度終了後 6 月末日までに市に提出するものとする。
3. 市は、事業者から提出された前項の財務書類を公開することができる。

#### 第 101 条（秘密保持）

市及び事業者は、本事業契約の履行に関して相手方より秘密情報として提供を受けた事項の内容を、自己の役員、従業員、代理人及びコンサルタント、事業者から本事業契約に基づく業務を受託し、若しくは請け負った者、金融機関等並びに事業者への出資者（以下、本条において「役員等」という。）以外の第三者に漏らし又は本事業契約の履行以外の目的に使用してはならず、並びに役員等に守秘義務を遵守させるものとする。ただし、次の各号に定める場合はこの限りではない。

- (1) 当該情報の提供を受ける前に既に自ら保有していた場合
- (2) 本事業に関して知る前に公知であった場合
- (3) 本事業に関して知った後、自らの責めによらないで公知となった場合
- (4) 本事業に関して知った後、正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合
- (5) 裁判所により開示が命じられた場合
- (6) 事業者が、本事業に関する資金調達を図るために、合理的に必要なものとして開示する場合
- (7) 市が市の議会に開示する場合
- (8) 市が、さいたま市情報公開条例（平成 13 年さいたま市条例第 17 号）に基づき開示する場合
- (9) その他、市又は事業者が法令等に基づき開示する場合

#### 第 102 条（個人情報の保護）

事業者は、本業務の実施に当たり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及びさいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年さいたま市条例第 42 号）等の関連法令を遵守しなければならない。

#### 第 103 条（情報公開）

事業者は、本業務に関し、さいたま市情報公開条例等の関連法令に基づき、市が行う情報公開に協力しなければならない。

#### 第 104 条（著作権等の帰属）

市が、本事業の入札手続及び本事業契約に基づき事業者に提供した情報、書類、図面等（市が著作権を有しないものを除く。）の著作権等は、市に帰属するものとする。

#### 第 105 条（著作権等の利用等）

1. 市は、成果物及び本施設について、市の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本事業契約の終了後も存続するものとする。
2. 成果物及び本施設のうち、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当するものに係る、同法第 2 章及び第 3 章の規定による著作者の権利（次条において「著作者の権利」という。）の帰属は、同法に定めるところによる。
3. 事業者は、市が成果物及び本施設を次に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない、自ら又は著作者をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に掲げる権利を行使し又は行使させてはならない。
  - (1) 著作者名を表示することなく、成果物の全部若しくは一部又は本施設の内容を自ら公表し若しくは広報に使用し又は市が認めた公的機関をして公表させ若しくは広報に使用させること。
  - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ又は譲渡すること。
  - (3) 本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、市又は市が委託する第三者をして、成果物について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
  - (4) 本施設を、写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
  - (5) 本施設を、増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し又は取り壊すこと。
4. 事業者は、自ら又は著作者をして、次に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得たときは、この限りでない。
  - (1) 成果物及び本施設の内容を公表すること。
  - (2) 本施設に事業者の実名又は変名を表示すること。
  - (3) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ又は譲渡すること。

#### 第 106 条（著作権の譲渡等の禁止）

事業者は、自ら又は著作者をして、成果物及び本施設に係る著作権を第三者に譲渡し若しくは継承し又は譲渡させ若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得たときは、この限りではない。



#### 第 107 条（著作権の侵害防止）

1. 事業者は、成果物及び本施設が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証するものとする。
2. 事業者は、成果物又は本施設が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い又は必要な措置を講じなければならないときは、自己の責任及び費用において行うものとする。

#### 第 108 条（工業所有権）

事業者は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市が当該技術等の使用を指定し、かつ、事業者が当該技術に係る工業所有権の存在を知らなかったときは、市は、事業者がその使用に関して要した費用（損害賠償に要する費用を含む。）を負担しなければならない。

#### 第 109 条（株式等に関する制約）

1. 事業者は、契約期間中においては、あらかじめ市の承諾を得ない限り、株式、新株予約権及び新株予約権付社債（以下「株式等」という。）を発行し、事業者の株式を引き受ける権利を第三者に対して与え、事業者の株式の譲渡その他の処分につき承諾し又は他の法人との合併、事業の譲渡、会社分割その他、事業者の会社組織上の重要な変更をしてはならない。ただし、法令等に反しない範囲で、事業者が金融機関等に対して担保権を設定する場合は、市は、合理的理由なく書面による承諾を留保、拒絶又は遅延してはならない。
2. 事業者は、市の承諾を得て第三者に対して株式等を発行するとき又は自己株式を取得させるときは、当該第三者から別紙 10 誓約書の様式による誓約書を徴し、あらかじめその原本を市に提出しなければならない。

#### 第 110 条（事業者の権利義務の処分）

1. 事業者は、市に対して有する債権を第三者に譲渡し又はこれに対して質権その他の担保権を設定しようとするときは、あらかじめ市の承諾を得なければならない。
2. 事業者は、本事業契約上の地位及び本事業契約の履行に関して市との間で締結した契約に基づく契約上の地位を第三者に譲渡し又はこれに対して質権その他の担保権を設定しようとするときは、あらかじめ市の承諾を得なければならない。
3. 前二項の規定にかかわらず、法令等に反しない範囲で、事業者が金融機関等に対して担保権を設定する場合は、市は、合理的理由なく書面による承諾を留保、拒絶又は遅延してはならない。

#### 第 111 条（事業者の兼業禁止）

事業者は、本業務以外の業務を行ってはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得たときは、この限りではない。

#### 第 112 条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本事業契約は、日本国の法令等に準拠するものとし、日本国の法令等に従い、解釈されるものとする。
2. 本事業契約に関し、市と事業者の間に生じる一切の紛争は、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

#### 第 113 条（補則）

1. 本事業契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき又は本事業契約の解釈に関して疑義が生じたときは、その都度、市及び事業者が誠実に協議して、これを定めるものとする。
2. 市及び事業者は、本事業契約の解釈、運用等について、別途書面をもって合意することができる。

#### 第 114 条（書面による通知等）

1. 本事業契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾、指導、催告並びに契約終了及び解除の意思表示は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。なお、市及び事業者は、当該請求等のあて先をそれぞれ相手方に対して別途通知するものとする。
2. 本事業契約の履行に関して市と事業者の間で用いる言語は、日本語とするものとする。
3. 本事業契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とするものとする。
4. 本事業契約の履行に関して市と事業者の間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるところによるものとする。
5. 本事業契約における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

#### 第 115 条（直接協定）

市は、金融機関等と協議を行い、次に掲げる事項を含む直接協定を締結することができるものとし、事業者は、市が直接協定を締結した場合、当該直接協定を締結した金融機関等から融資を受けるものとする。

- (1) 本事業契約に基づく、事業者の権利又は事業者の発行する株式に対する金融機関等による担保権設定についての市の承諾に関する事項
- (2) 金融機関等が、事業者の融資について期限の利益を喪失させ又は担保権を実行するに際しての、金融機関等から市に対する通知及び金融機関等と市との協議に関する事項
- (3) 市が、本事業契約に関して事業者に損害賠償を請求し又は本事業契約を解除するに際しての、市から金融機関等に対する通知及び市と金融機関等との協議に関する事項
- (4) 金融機関等が、自身の保有する事業者に対する債権回収・保全の状態及び事業者の財務

状況に関する市に対する報告に関する事項

(以下余白)

別紙 1 事業敷地（第 2 条関係）

地名地番	さいたま市中央区鈴谷 9 丁目
住居表示	さいたま市中央区鈴谷
敷地面積	約 81,000 m <sup>2</sup> （与野中央通りの東側含む与野中央公園全体の面積） * 都市計画決定上の面積
用途地域	市街化調整区域 * 都市施設（都市公園）として、都市計画決定済
防火地域	指定なし
その他の地域、地区等	景観保全区域

別紙2 日程表（第4条、第26条、第30条、第43条関係）

事項	時期（予定）
基本協定の締結	令和7（2025）年8月
事業仮契約の締結	令和7（2025）年10月
事業契約に係る議会議決	令和7（2025）年12月
事業契約の締結	令和7（2025）年12月
設計・建設期間	事業契約締結日～令和11（2029）年8月
基本設計図書提出	令和●（●）年●月●日※
実施設計図書提出	令和●（●）年●月●日※
建設工事着工予定日	令和●（●）年●月●日※
開館準備期間	令和11（2029）年9月～令和11（2029）年11月
供用開始	令和11（2029）年12月
維持管理・運営期間	令和11（2029）年12月～令和41（2059）年11月
事業終了	令和41（2059）年11月

※事業者の提案を基に決定する

### 別紙3 事業者等が付保する保険（第29条、第42条、第66条関係）

事業契約29条、第42条、第66条に関して、事業者の責任と費用負担により付すべき保険及びその条件は以下のとおりとする。ただし、以下の条件は、充足すべき最小限度の条件であり、事業者等の判断に基づき、さらに担保範囲の広い保証内容とすることを妨げるものではない。

#### 第1. 建設業務に係る保険

##### 1. 建設工事保険

###### (1) 保険名称

建設工事保険（類似の機能を有する共済等を含む。）

###### (2) 保険内容

建設工事保険とは、整備対象施設の建設工事中に発生した工事目的物、仮工事及び工事用材料等の物的損害を担保する（附帯設備工事、土木工事及び建設工事期間中の調達什器・備品も対象とする。）。

###### (3) 付保条件

ア 担保範囲は、本事業の整備対象となるすべての工事を対象とする。

イ 保険期間は、整備対象工事の着工日から本件引渡日までの全期間とする。

ウ 保険契約書は、事業者又は建設企業とする。

エ 被保険者は、事業者、建設企業とそのすべての下請負者（リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む。）及び市を含むものとする。

オ 保険金額は、整備対象施設の建設工事費総額（消費税を含む。）とする。

カ 建設工事保険の自己負担額は10万円／1事故以下とする。

キ 水災、雪災害危険担保とする。

##### 2. 請負業者賠償責任保険

###### (1) 保険名称

請負業者賠償責任保険（類似の機能を有する共済等を含む。）

###### (2) 保険内容

請負業者賠償責任保険とは、整備対象施設の建設工事遂行に伴って派生した第三者（市及びその役職員、来客、見学者、通行者、周辺住民を含む。）に対する対人・対物賠償損害を担保する。また、建設工事保険の特約として損害賠償責任担保特約を附帯することでも差し支えない。

###### (3) 付保条件

ア 担保範囲は、事業の整備対象となっているすべての工事を対象とする。

イ 保険期間は、整備対象工事の着工日から本件引渡日までの全期間とする。

- ウ 保険契約者は、事業者又は建設企業とする。
- エ 被保険者は、事業者、建設企業とそのすべての下請負者（リース仮設材を使用する場合はリース業者を含む。）及び市を含むものとする。
- オ 建設企業（下請負者を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保条件とする。
- カ 工事期間中の管理下財物又は受託物（第三者の所有物）の賠償損害を担保する管理財物担保条件とする。
- キ 保険金額は、対人1億円／1名、10億円／1事故、対物10億円／1事故以上とする。
- ク 自己負担額は5万円／1事故以下とする。

### 3. 生産物賠償責任保険

#### (1) 保険名称

生産物賠償責任保険（類似の機能を有する共済等を含む。）

#### (2) 保険内容

生産物賠償責任保険とは、工事の完成引き渡し後、工事目的物の瑕疵、欠陥に起因して派生した第三者（市及びその役職員、来客、見学者、通行者、周辺住民を含む。）に対する対人賠償損害（シックハウス症候群を含む。）及び対物賠償損害を担保する。

#### (3) 付保条件

- ア 担保範囲は、本事業の整備対象となっているすべての施設を対象とする。
- イ 保険期間は、本件引渡日から2年間の瑕疵担保期間とする。
- ウ 保険契約者は、事業者又は建設企業とする。
- エ 被保険者は、事業者、建設企業及びそのすべての下請負者を含むものとする。
- オ 保険金額は、対人・対物共通で2億円／2年間（期間通算）以上とする。
- カ 自己負担額は5万円／1事故以下とする。担保範囲は、事業の整備対象となっているすべての工事を対象とする。

## 第2. 維持管理業務に係る保険

### 1. 施設・昇降機賠償責任保険

#### (1) 保険名称

施設・昇降機賠償責任保険（類似の機能を有する共済等を含む。）

#### (2) 保険内容

維持管理業務の対象施設の瑕疵又はその使用、昇降機の設置に関する瑕疵、維持管理業務遂行上の過誤、過失、欠陥等に起因して派生した第三者（市及びその役職員、来客、見学者、通行者、周辺住民等を含む。）に対する対人・対物賠償損害を担保する。

### (3) 保険条件

- ア 担保範囲は、維持管理業務の対象となっているすべての施設を対象とする。
- イ 保険期間は、本件引渡日から事業契約終了日までの全期間とする。なお、賠償責任保険は、1年から3年程度の期間で更新を行うことでも差し支えない。
- ウ 保険契約者は、事業者又は維持管理企業及び事業者から維持管理業務の委託を受けた者とする。
- エ 被保険者は、事業者、維持管理企業及び事業者から維持管理業務の委託を受けた者（そのすべての下請負者を含む。）並びに市とする。
- オ 維持管理企業（下請負者を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。
- カ 保険金額は、対人1億円／1名、10億円／1事故、対物10億円／1事故以上とする。
- キ 自己負担額は5万円／1事故以下とする。

## 2. 請負業者賠償責任保険

### (1) 保険名称

請負業者賠償責任保険（類似の機能を有する共済等を含む。）

### (2) 保険内容

維持管理業務の受託対象施設の維持管理業務の過誤、過失又は欠陥に起因して派生した第三者賠償損害（対象施設建物自体、什器備品等の管理財物等に対する事業者及び維持管理企業が負うべき対人・対物賠償損害を含む。）を担保する。なお、対象業務ごとにビルメンテナンス業者賠償責任保険、警備業者倍賞責任保険等により上記請負業者賠償責任保険に代えることは差し支えない。

また、本請負業者賠償責任保険と前記「1.」の「施設・昇降機賠償責任保険」と合体し、共通保険金額とする総合賠償責任保険とすることも差し支えない。

### (3) 保険条件

- ア 担保範囲は、本事業の維持管理業務すべてを対象とする。
- イ 保険期間は本件引渡日から事業契約の終了日までの全期間とする。なお、賠償責任保険は、1年から3年程度の期間で更新を行うことでも差し支えない。
- ウ 保険契約者は、事業者又は維持管理企業及び事業者から維持管理業務の委託を受けた者とする。
- エ 被保険者は、事業者、維持管理企業及び事業者から維持管理業務の委託を受けた者並びにそのすべての下請負者を含むものとする。
- オ 維持管理企業（下請負者を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。
- カ 維持管理業務の対象となる施設自体（建物本体）、設備・装置、什器備品、受託物その他事業者の管理下にある第三者所有財産に対する賠償損害を担保する管理財物



(又は受託物) 賠償損害担保条件とする。

キ 保険金額は、対人 1 億円 / 1 名、5 億円 / 1 事故、対物 10 億円 / 1 事故以上とする。

ク 自己負担額は 5 万円 / 1 事故以下とする。

以上

#### 別紙4 不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合（第43条、第44条、第45条、第47条、第95条関係）

##### 1. 設計・建設期間

設計・建設期間中に不可抗力に該当する事由が生じ、引渡前の本施設に関し損害（ただし、実損に限る。）が生じ又は契約履行のための追加的な費用が発生したときは、当該損害及び追加的な費用の額（合理的な範囲に限り、また当該不可抗力に該当する事由により支払われる保険金（別紙[3] 事業者等が付保する保険に規定するものに限る。）、補償金等を控除する。）が設計・建設期間中に累計で設計・建設に係る費用（ただし、消費税を含み支払利息相当額を除く。）に相当する額の合計額の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。

##### 2. 維持管理・運営期間

維持管理・運営期間中に不可抗力に該当する事由が生じ、事業者の維持管理業務及び運営業務の実施のための追加的な費用が生じたときは、当該追加的な費用の額（合理的な範囲に限り、また当該不可抗力に該当する事由により支払われる保険金（別紙[3] 事業者等が付保する保険に規定するものに限る。）、補償金等を控除する。）が1事業年度につき累計で1年間の維持管理・運営に係る費用（ただし、第74条の規定による変更を考慮し、かつ第76条第1項の規定による減額を考慮しない金額とする。）。100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。

別紙5 法令変更による追加的な費用の負担割合（第43条、第44条、第45条、第92条関係）

		市負担割合	事業者負担割合
①	本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令の制定・改正の場合	100%	0%
②	消費税に関する変更（市の支払うサービス対価に係るものに限る。）	100%	0%
③	①及び②以外の法令の制定・改正の場合	0%	100%

以上

## 別紙 6 保証書の様式（第 49 条関係）

さいたま市

さいたま市長

建設企業（以下「保証人」という。）は、本事業に関連して、[SPC 名称]（以下「本事業者」という。）が、さいたま市（以下「市」という。）との間で令和●年●月●日付で締結した事業契約（以下「事業契約」という。）に基づいて、事業者が市に対して負担する本保証書第 1 条に定める債務を事業者と連帯して保証する（以下「本保証」という。）。

なお、本保証書において用いられる用語は、特に定義された場合を除き、事業契約において定められたものと同様の意味を有するものとする。

### 第 1 条（保証）

保証人は、事業契約第 49 条第 1 項に基づく事業者の市に対する債務（以下「主債務」という。）を保証する。

### 第 2 条（通知義務）

市は、工期の変更、延長、工事の中止その他事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知ったときは、遅滞なく当該事項を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、市による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

### 第 3 条（履行の請求）

1. 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、市が別途定める様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
2. 保証人は、前項に規定する保証債務履行請求書を受領した日から 30 日以内に、当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。
3. 市及び保証人は、前項の規定による保証債務の履行期限を、別途協議のうえ、決定するものとする。
4. 前項の規定にかかわらず、保証人は、主債務が金銭の支払いを内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から 30 日以内に、当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。

### 第 4 条（求償権の行使）

保証人は、事業契約に基づく事業者の債務が全て履行されるまで、保証人が本保証に基づ

く保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。

#### 第 5 条 （終了及び解約）

1. 保証人は、本保証を解約することができない。
2. 本保証は、主債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。

#### 第 6 条 （管轄裁判所）

本保証に関する訴訟、和解及び調停に関しては、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

#### 第 7 条 （準拠法）

本保証は、日本国の法令等に準拠するものとし、これによって解釈するものとする。

以上の証として本保証書を 2 部作成し、保証人はこれに記名押印のうえ、1 部を市に差し入れ、1 部を自ら保有する。

令和●年●月●日

保証人

## 別紙 7 指定管理者が管理する公共施設の避難施設としての利用に関する特記事項（第 71 条 関係）

### （趣 旨）

第 1 条 この特記事項は、地震、風水害、大規模事故等の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）、及び平常時において、さいたま市（以下「市」という。）、が、指定管理者が管理する施設及び附属設備（以下「施設」という。）を、被災者のために開放・運営する施設（以下「避難施設」という。）として利用する場合において、施設の維持管理を行うために、必要な事項を定めるものとする。

### （定 義）

第 2 条 この特記事項における避難施設とは、次のものをいう。

（1）一時滞在施設 災害による交通遮断等による帰宅困難者を受け入れるために開放し、数日間の滞在をするためのもの。平常時より、予め指定されている施設。

（2）指定避難所 災害時に、主に、住宅の焼失、倒壊等により生活の場を失った避難者の収容・保護及び一時的にも生活が可能となる機能を有するもの。避難者及び帰宅困難者（以下「避難者等」という。）を収容する。高齢者や障害者等を優先する要配慮者優先避難所を含む。平常時より、予め指定されている施設。

（3）二次避難所 発災後、直ちに開設するのではなく、避難者等を指定避難所だけでは受け入れることが困難となった際などに利用するもの。災害発生後に市からの要請により開設する施設。

（4）その他の避難施設 前各号のほか、予め施設と用途等を協議の上、災害時に必要に応じ、開設する施設。（例：福祉避難所）

### （施設管理者）

第 3 条 施設の管理責任者、若しくは管理責任者が指定する者を災害時等における避難施設の施設管理者とする。

### （施設管理者の役割）

第 4 条 前条の施設管理者は、災害時等において、避難者等の受け入れを行うため、避難施設の開設、及び運営に携わるものとする。

2 前項により、施設を開設した場合は、避難施設運営のための居室や、避難者等のために必要となる場所を開放し、施設内の備品、電気、ガス、水道等の利用について、便宜を図るものとする。

3 平常時においても、事前協議や避難訓練等のために施設の利用を必要とするときは、前項と同様に、便宜を図るものとする。

(一時滞在施設)

第5条 一時滞在施設の施設管理者は、第4条の役割を担うために、「一時滞在施設運営ガイドライン(さいたま市)」(以下「ガイドライン」という。)に基づき、次の各号の業務を行う。

(1) 市から一時滞在施設として開設する要請があった場合、又はガイドラインに規定する状況になった場合は、施設の利用状況、被災状況等を鑑み、施設の利用が可能な範囲を一時滞在施設として開設し、帰宅困難者の受け入れを行う。

(2) 前号により帰宅困難者を受け入れた際は、一時滞在施設の運営主体として、帰宅困難者に備蓄品等の物資の提供を行う。

(3) 市が、食糧、生活用品、資機材等の備蓄品を用意した場合は、その保管場所を確保する。

(4) 施設管理者は、予め、市の災害対策担当所管部署に連絡責任者として緊急連絡先を提供し、必要に応じて、通信伝達訓練、その他の訓練に参加する。

(5) 前各号のほか、災害時における帰宅困難者の対応に関する市から要請された業務を行う。

(指定避難所)

第6条 指定避難所の施設管理者は、第4条の役割を担うために、「さいたま市地域防災計画」及び「避難場所運営マニュアル」に基づき、次の各号の業務を行う。

(1) 施設の開館時間内等の災害時には、市の避難場所担当職員(以下「担当職員」という。)が参集する前においても、避難者等を受け入れるために、避難所を応急開設する。

(2) 施設管理者が不在の際における災害時等に、担当職員が単独でも避難所を開設できるよう、開設に必要な施設の鍵を事前に市に貸与するものとする。また、施設管理者についても可能な限り速やかに参集し、避難所の運営に協力する。

(3) 避難場所運営委員会(以下「運営委員会」という。)が設置されている場合は、平常時においても、その構成員として、担当職員と、地域住民(自治会等)とともに避難所の開設訓練、事前協議等、運営に携わるものとし、必要に応じ、施設(会議室等)の提供を行う。

(4) 指定避難所としての施設の利用方法について、担当職員及び運営委員会の協議において、開放する場所を決定し、必要に応じて見直しを行う。

(5) 市が事前に用意した食糧、生活用品、資機材等の備蓄品の保管場所を確保する。

(6) 施設管理者は、予め、担当職員、又は市の災害対策担当所管部署に、緊急連絡先を提供する。

(7) 前各号のほか、災害時における避難者等の対応に関する業務を行う。

(二次避難所)

第7条 二次避難所の開設及び閉鎖については、別に定める実施要領に基づき行う。

2 二次避難所の施設管理者は、第4条の役割を担うために、次の各号の業務を行う。

(1) 市から二次避難所として開設する要請があった場合は、施設の利用状況、被災状況等を鑑み、施設を開放し、市が開設・運営のために派遣した職員(以下、「運営職員」という。)とともに避難者等の受け入れを行う。

(2) 運営職員が行う二次避難所の開設及び維持管理に、施設管理者として、可能な限り協力する。

(3) 市が、食糧、生活用品、資機材等の備蓄品等を用意した場合は、その保管場所を確保する。

(4) 施設管理者は、予め、市の災害対策担当所管部署に、緊急連絡先を提供し、必要に応じて、通信伝達訓練、その他の訓練に参加する。

(5) 前各号のほか、災害時等における避難者等の対応に関する市から要請された業務を行う。

#### (その他の避難施設)

第8条 その他の避難施設として、市から施設の開放、又は避難所としての開設を要請された場合は、前条を準用する。ただし、事前に市と協議の上、定めた事項がある場合は、この限りではない。

#### (費用の負担)

第9条 避難施設の維持管理のために要する費用については、次のとおりとする。

(1) 避難者等の受入れのために必要とする備蓄品等の物資の購入に係る経費は、市が負担する。

(2) 平常時に、運営委員会の開催、又は避難訓練等を実施するときは、原則として、施設を利用するに当たり、必要な費用を無償とすることに努める。ただし、やむを得ず、室料等の費用が発生する場合は、予め担当職員、又は市若しくは区の災害対策所管部署に申し出て、事前に協議する。

(3) 災害時等において、避難施設の開設により、人件費、施設管理経費等が、基本協定の内容を逸脱する場合には、市と指定管理者との協議により、市が負担すべき経費を決定するものとする。

(4) 第6条第2号における、鍵の複製に必要な費用は、市が負担する。

#### (承 継)

第10条 施設の契約更新による新たな指定管理者においても、施設が既に市により第2条各号の避難施設として指定してある場合は、その役割を引き継ぐものとする。

#### (協 議)

第11条 この特記事項に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、市の災害対策所管部署及び指定管理者が協議の上、定めるものとする。

以上



別紙 8 サービス対価の算定及び支払方法（第 73 条、第 74 条関係）

【入札説明書に係る「添付資料 1 サービス対価の算定及び支払方法」を添付する。】

別紙9 プロフィットシェアリングの算定及び支払方法（第79条関係）

【入札説明書に係る「添付資料4 プロフィットシェアリングの算定及び支払方法」を添付する。】

別紙 10 誓約書の様式（第 109 条関係）

令和●年●月●日

さいたま市  
さいたま市長

当社は、貴市の事前の書面による承諾がある場合を除き、当社が保有する[SPC 名称]の株式について、既存の株主以外の者に対して譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないことを誓約し、かつ、表明し、及び保証致します。

住所

●●

代表取締役